立科町
一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（改訂版）

令和７年３月

立科町

目　次

第１章　計画策定にあたって（計画の概要）..... 1

第１節 計画の趣旨・目的..... 1
第２節 計画目標年次の設定..... 2
第３節 計画の位置付け..... 3
第４節 計画の対象区域と廃棄物の範囲..... 4
第５節 計画の進行管理..... 5

第２章　地域特性 6

第１節 人口動態..... 6
１．人口と世帯数..... 6
２．年齢別・性別構造..... 7
第２節 地域概況..... 8
１．位置及び地勢..... 8
２．交通..... 8
３．気象..... 9
第３節 社会特性..... 10
１．産業構造..... 10
２．土地利用の状況..... 11

第３章　ごみ処理基本計画..... 12

第１節 ごみ処理の現状及び実績..... 12
１．ごみ処理の流れ..... 12
２．ごみの分別区分..... 13
３．ごみ排出量の実績..... 15
４．処理処分の実績..... 18
５．ごみの性状..... 21
６．ごみ処理の体制..... 23
７．処理処分の現状..... 24
８．処理経費の推移..... 26
第２節 ごみ処理の評価..... 27
第３節 現行目標の達成状況及び評価..... 28
１．令和５年度目標達成状況..... 28
２．施策の取り組み状況..... 28
第４節 ごみ処理行政の動向..... 33
１．国の方針及び県の計画など..... 33
２．国の動向及び達成目標..... 34

３．　長野県の動向及び達成目標 35
４．　近隣市町の動向 35
５．　本町の動向 36
第５節　ごみ処理基本方針 37
１．　ごみ処理基本方針 37
２．　ごみ発生・排出抑制の施策 38
第６節　ごみ排出量及び処理量の推計 44
１．　行政区域内人口の予測 45
２．　ごみ排出量の見込み 46
３．　ごみ排出量の見込みと比較 49
４．　目標値の設定 50
５．　発生抑制・資源化の目安 50
６．　目標を達成した場合のごみ排出量 51
第７節　収集運搬計画 55
１．　今後の収集・運搬体制 55
２．　収集区域 55
３．　新たな分別区分の検討 55
４．　リチウム蓄電池に関する対策 56
第８節　中間処理計画 57
１．　中間処理体制 57
２．　焼却灰等による資源の回収 57
３．　中間処理量の見込み 57
第９節　最終処分計画 58
１．　最終処分に関する基本方針 58

第１章　計画策定にあたって（計画の概要）

第１節 計画の趣旨・目的

国では、「環境基本法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）をはじめとする廃棄物に関する各種関連法の整備を進め、また、社会のあり方や生活様式の変化に伴い、３Ｒ（廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））の推進や循環型社会の構築のため、各種関連法を改正するとともに具体的な目標を定めてきました。さらに、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）を令和元年 10 月に、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）を令和 4 年 4 月にそれぞれ施行しています。

また、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、「誰一人取り残されない」を誓いのもと、持続可能で多様性のある社会の実現に向けた国際目標（SDGs）が掲げられました。この目標は、令和 12（2030）年を達成年限とし、17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。廃棄物処理に関連するゴールとしては、「6 安全な水とトイレを世界中に」「7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに」「8 働きがいも経済成長も」「9 産業と技術革新の基盤をつくろう」「11 住み続けられるまちづくりを」「12 つくる責任つかう責任」「13 気候変動に具体的な対策を」「14 海の豊かさを守ろう」「15 陸の豊かさも守ろう」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」などが挙げられます。

長野県では、「長野県廃棄物処理計画（第 5 期）（令和 3 年 4 月）」を策定し、「『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」を取組目標に掲げ、持続可能な生産消費形態を確保することを目指す SDGs のゴール 12「つくる責任 つかう責任」を念頭に、４Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進や食品ロスの削減などの取り組みを進めています。

こうした中、立科町（以下、「本町」という。）では、平成 27 年 3 月に作成した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下、「本計画」という。）を、令和 2 年 3 月の中間目標年度に改訂し（以下、「現行計画」という。）、「３Ｒの推進」、「循環型社会づくりに向けた協働の推進」、「環境負荷の少ない適正な処理・処分」を推進してきました。

また、本町は、川西保健衛生施設組合とともにごみ処理を進めてきましたが、焼却施設の老朽化が進んだことから、佐久市・北佐久郡環境施設組合において新たな焼却施設の整備を進め、令和 2 年 12 月より佐久平クリーンセンターで可燃ごみの処理を行っています。

こうした背景や令和 6 年度に計画の 2 回目の中間目標年度を迎えたことを踏まえ、現行計画を見直し、改訂を行うこととしました。

図 1-1　持続可能な開発目標（SDGs）

第２節 計画目標年次の設定

計画期間を図 1-2 に示します。

今回の見直しでは、目標年度は現行計画の目標年度である令和 11 年度とします。

なお、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うこととします。

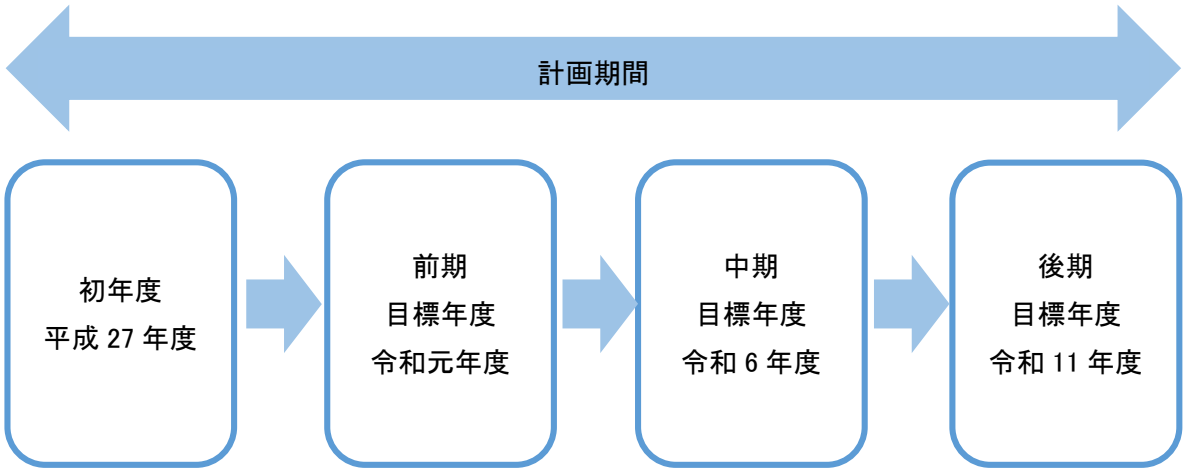

図 1-2　計画の期間

第３節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項及び同法施行規則第 1 条の 3 の規定に基づいて一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定めます。

本計画の位置付けを図 1-3 に示します。

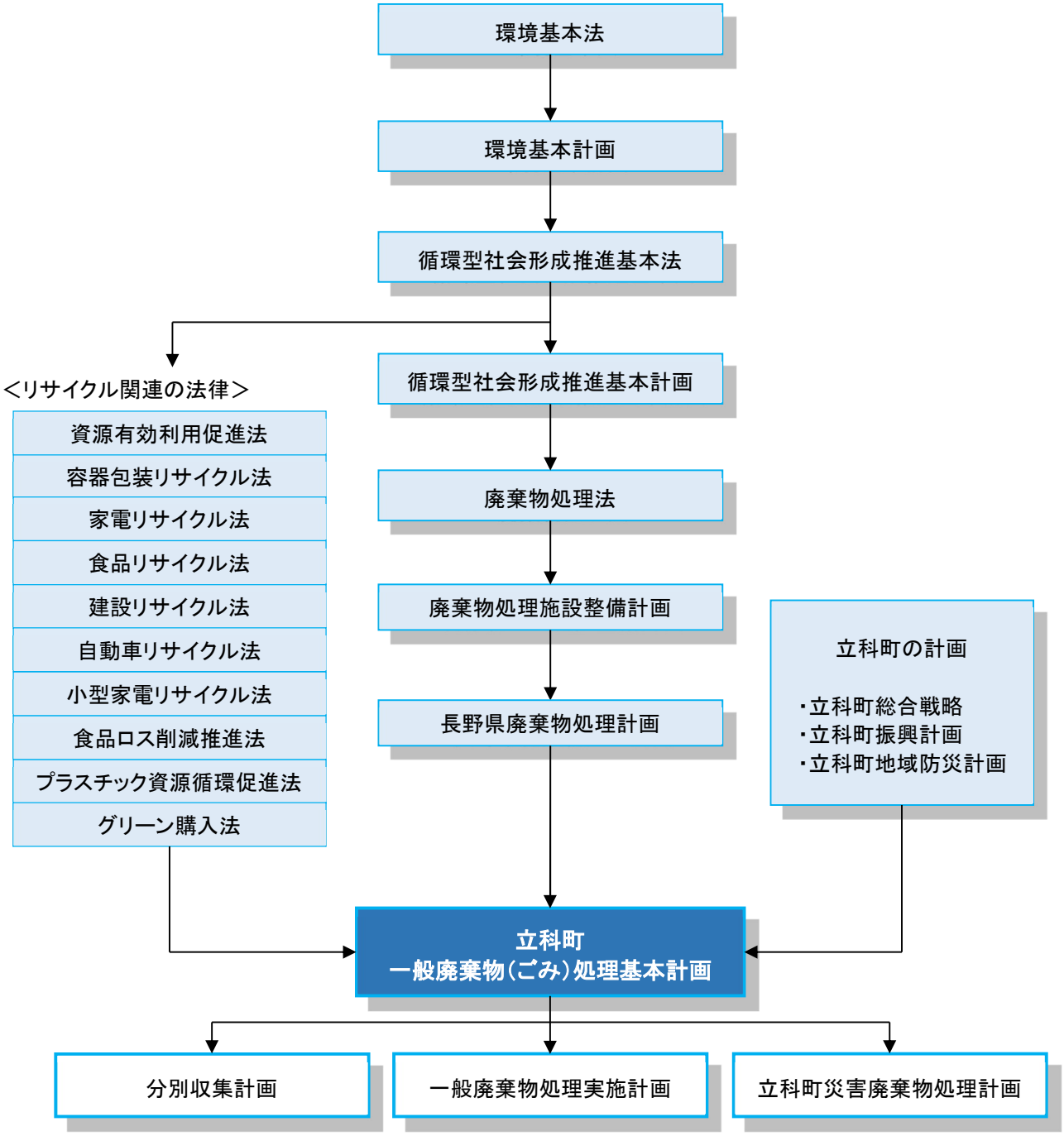

図 1-3　一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置付け

第４節 計画の対象区域と廃棄物の範囲

対象区域は、本町の行政区域内全域とし、廃棄物の範囲は、区域内の一般廃棄物とします。計画の対象とする廃棄物を図 1-4 に示します。

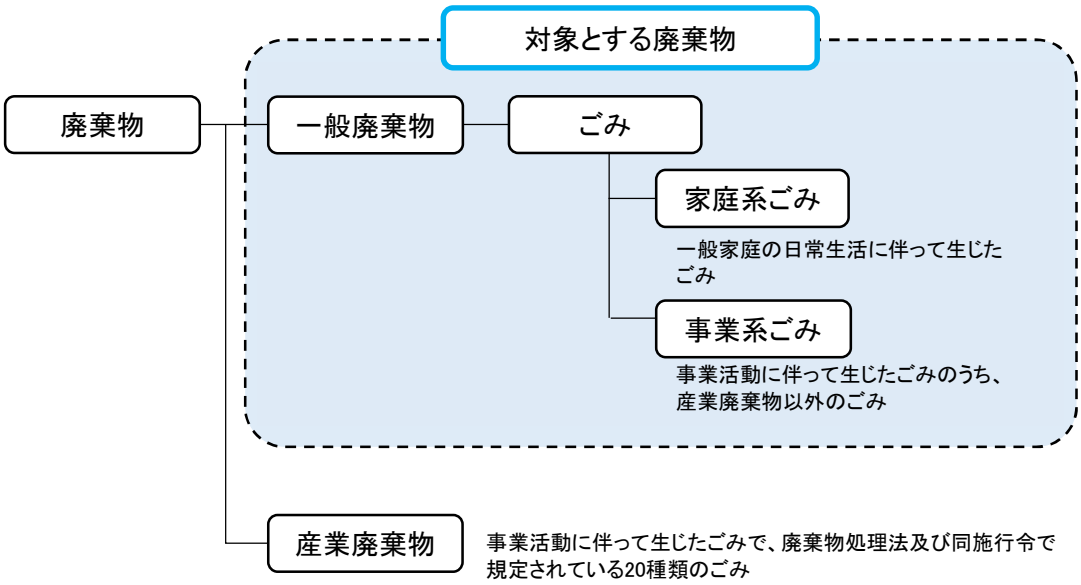

図 1-4　計画の対象とする廃棄物

第５節 計画の進行管理

本計画の進行管理においては、ＰＤＣＡサイクルにより継続的に評価、見直しを行います。計画の評価については、本計画に示した目標と進捗状況を確認します。また、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）」についても進捗状況を図るひとつの指標と捉え、計画の進行状況を管理します。

計画の進捗状況は、概ね 5 年ごとに評価し、住民の意見を反映させながら計画を見直します。また、評価結果は住民へ周知し、ＰＤＣＡサイクルを活用して継続的に改善します。

ＰＤＣＡサイクルの概念図を図 1-5 に示します。

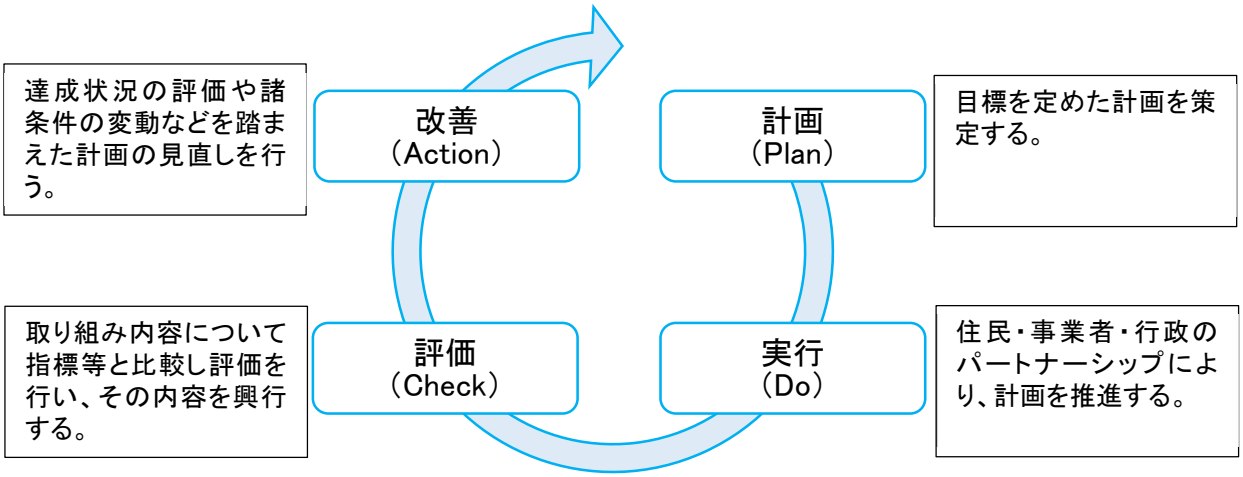

図 1-5　ＰＤＣＡの概念図

第２章　地域特性

第１節 人口動態

１．人口と世帯数

本町の人口及び世帯数の推移を表 2-1 及び図 2-1 に示します。

平成 26 年から令和 5 年までの 10 年間において、人口は減少していますが、世帯数は増加しており、1 世帯当たりの人口は減少しています。

表 2-1　人口と世帯数の推移

		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
人口	（人）	7,759	7,634	7,559	7,474	7,316
世帯数	（人）世帯）	2,856	2,883	2,873	2,903	2,914
1世帯当たりの人口	（人/世帯）	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5
		令和1	令和2	令和3	令和4	令和5
人口	（人）	7,203	7,094	6,978	6,900	6,768
世帯数	（人）世帯）	2,827	2,835	2,824	2,906	2,903
1世帯当たりの人口	（人/世帯）	2.5	2.5	2.5	2.4	2.3

資料：立科町住民基本台帳（各年 10 月 1 日）
※令和元年度、2 年度の世帯数は日本人のみ

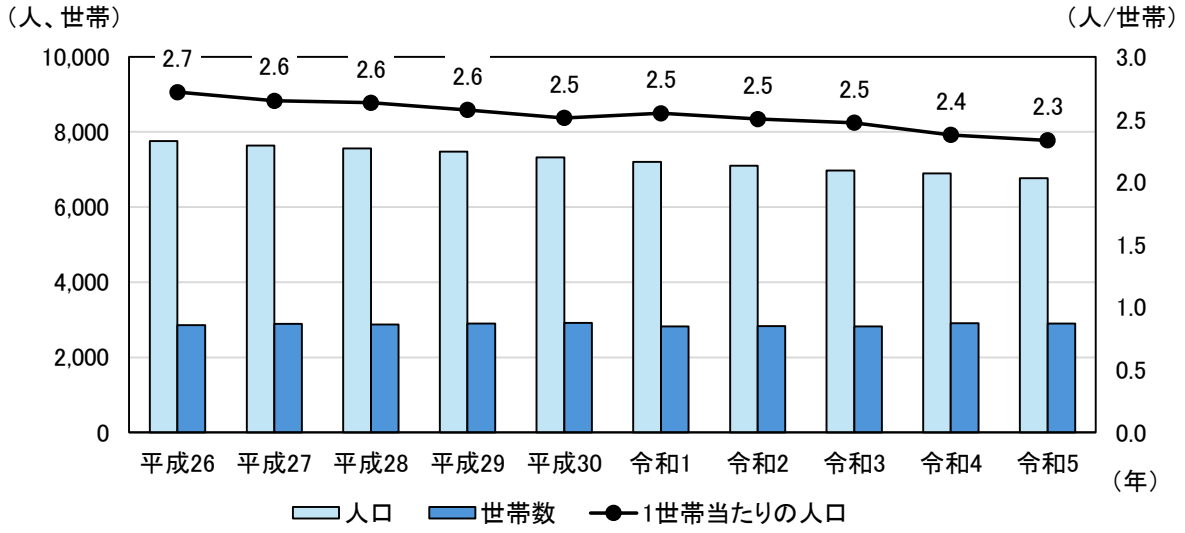

図 2-1　人口と世帯数の推移

２．年齢別・性別構造

本町の令和 5 年の住民基本台帳年齢階級別人口を図 2-2 に示します。

全人口 6,768 人の内訳は、男性が 3,372 人、女性が 3,396 人で、ほぼ同じ人数です。5 歳階級別人口では、男女とも 70～74 歳の人口が最も多くなっています。65 歳以上の人口割合は、男性が 35.6%、女性が 39.4%であり、約 3 人に 1 人が 65 歳以上となっています。

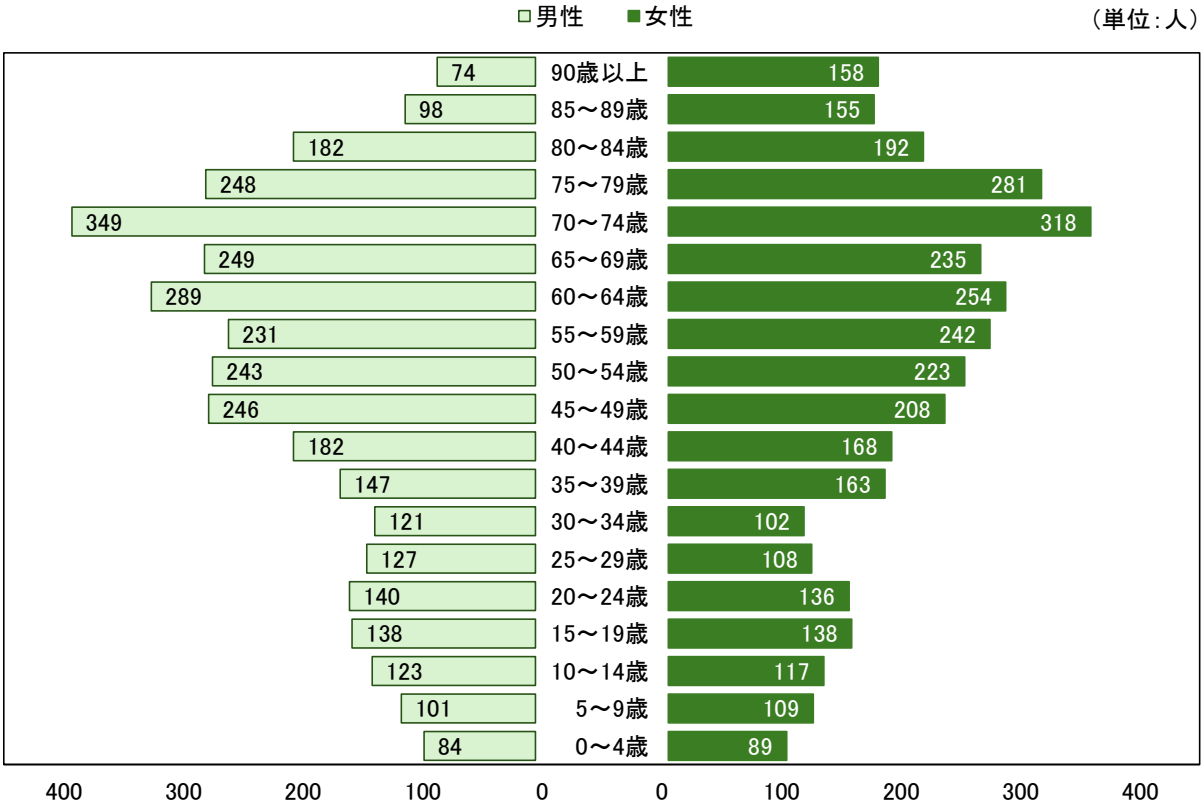

資料：地区別年齢別人口集計表（令和 5 年 9 月 30 日現在）

図 2-2　住民基本台帳年齢階級別人口

第２節 地域概況

１．位置及び地勢

本町は、長野県東部、北佐久郡の最西端に位置しており、南は蓼科山及び八子ヶ峰より茅野市、西は小県郡長和町に接し、東並びに北は佐久市、東御市及び上田市に接しています。南北 26.4 km、東西 0.05～9.9 kmと南北に細長く、総面積 66.87 km^{2}となっています。

また、本町は蓼科山の裾野に発達した観光と農業の町で、東北面に緩傾斜をもって扇状に広がり、標高の最高は蓼科山頂において 2,531m、最低は藤沢部落の 555mで、標高差が大きいのも本町の特徴です。

２．交通

本町の道路状況は、一般国道 142 号、254 号、一般県道牛鹿望月線及び丸子北御牧東部線が東西に、主要地方道諏訪白樺湖小諸線、一般県道芦田大屋（停）線及び立科小諸線が南北に走り、これらの国・県道を補完するように町道が縦横に走り、総延長は 383km となっています。

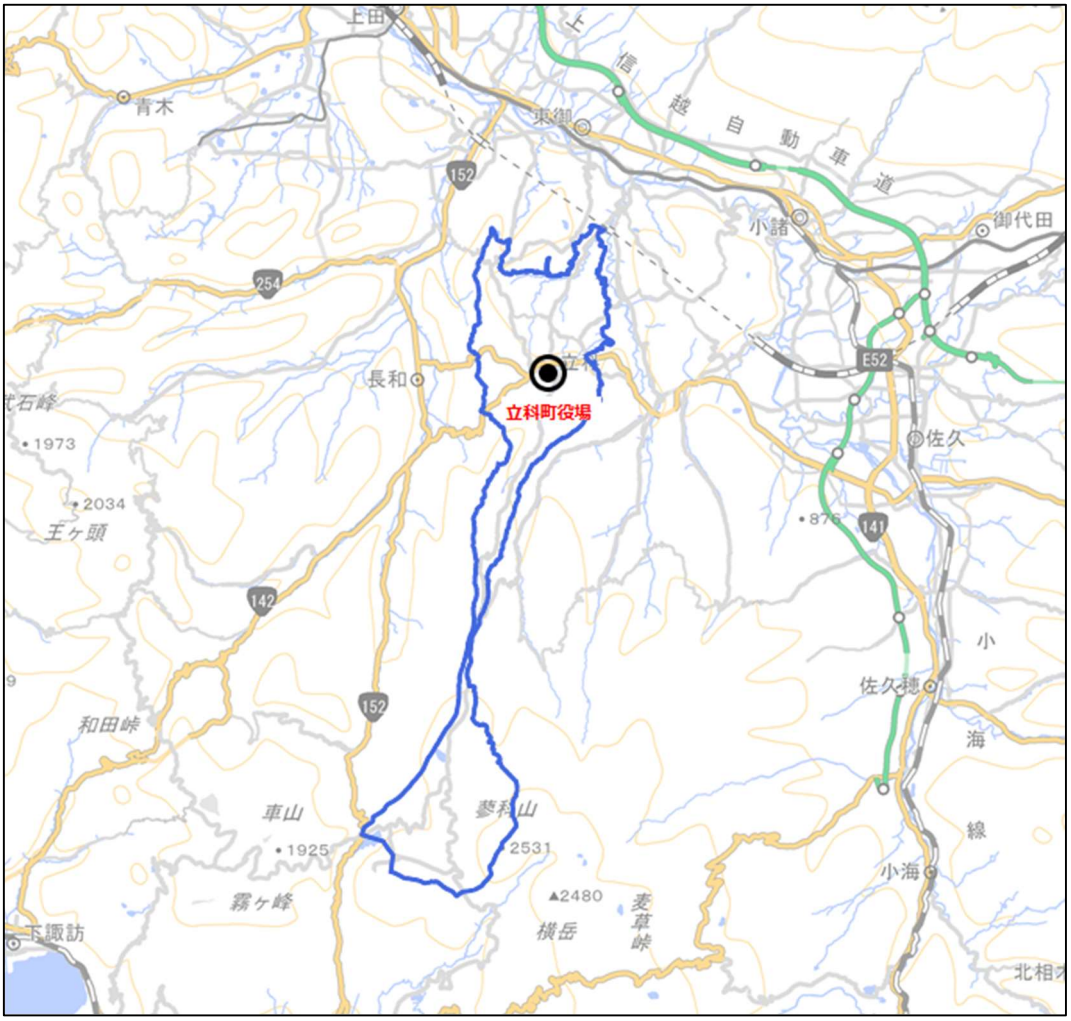

図 2-3　本町の位置

３．気象

本町の気温と降水量を表 2-2 及び図 2-4 に示します。

本町の気温は、昼夜や季節の温度差が大きいのが特徴です。最高気温[1]は 8 月で 29.4℃であり、最低気温[2]は 1 月で氷点下 8.0℃まで下がります。

表 2-2　立科町の気温と降水量

要素	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	33.7	-2.1	3.3	-8.0	1.9	183.1
2月	35.9	-1.2	4.6	-7.3	2.0	182.3
3月	67.8	2.8	9.4	-3.3	2.0	195.5
4月	69.7	8.9	16.1	1.8	2.0	206.1
5月	90.7	14.6	21.5	8.3	1.8	216.3
6月	130.6	18.5	24.4	13.8	1.5	161.5
7月	150.6	22.3	28.3	17.9	1.4	169.1
8月	118.8	23.0	29.4	18.5	1.4	200.0
9月	159.5	18.6	24.4	14.2	1.4	149.8
10月	132.1	12.2	18.2	7.4	1.5	157.6
11月	50.9	6.2	12.5	0.5	1.7	171.3
12月	29.7	0.7	6.5	-4.7	1.8	172.4
年	1,069.8	10.4	16.6	5.0	1.7	2,164.8

資料：気象庁ホームページ平年値（観測地点：立科）

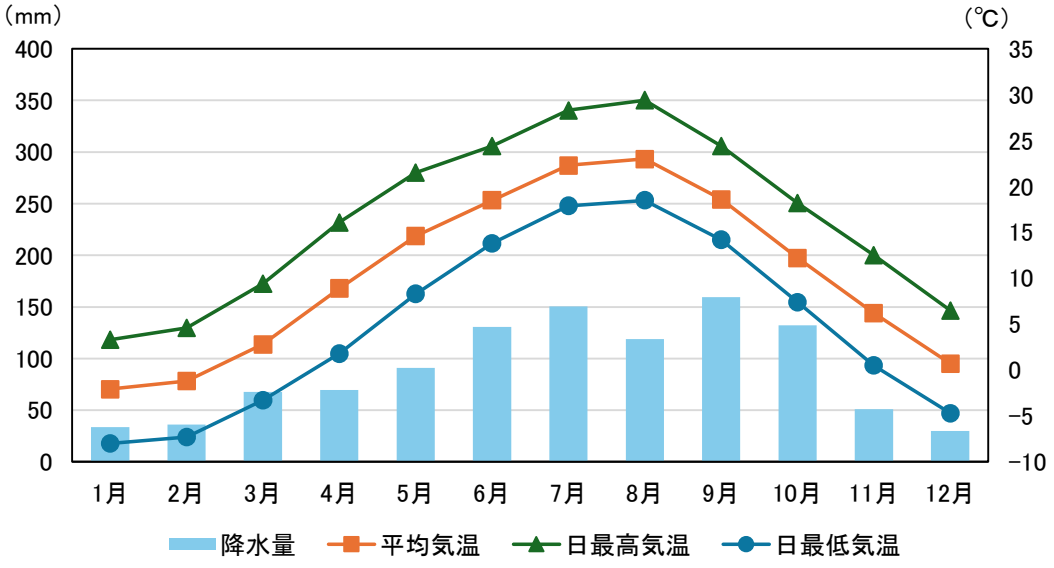

図 2-4　立科町の気温と降水量

平年値とは、ある一定の期間（概ね 30 年）の観測値の平均の値のこと。その地点の気温を表す値として用いられる。

[1] 日最高気温の月平均値

[2] 日最低気温の月平均値

第３節 社会特性

１．産業構造

１）産業構造、事業者数の推移

本町の産業別事業所数及び従業者数の推移を表2-3、図2-5及び図2-6に示します。事業所数、従業者数ともに、サービス業などの第三次産業が60%以上を占めています。

表 2-3　産業別事業所数及び従業者数の推移

事業所数 （単位：事業所）	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成26年度	11	99	288	398
平成28年度	11	96	264	371
令和3年度	12	73	257	342

従業者数 （単位：人）	第一次産業	第二次産業	第三次産業	総数
平成26年度	148	959	2,059	3,166
平成28年度	128	963	1,967	3,058
令和3年度	132	1,007	1,880	3,019

資料：経済センサス

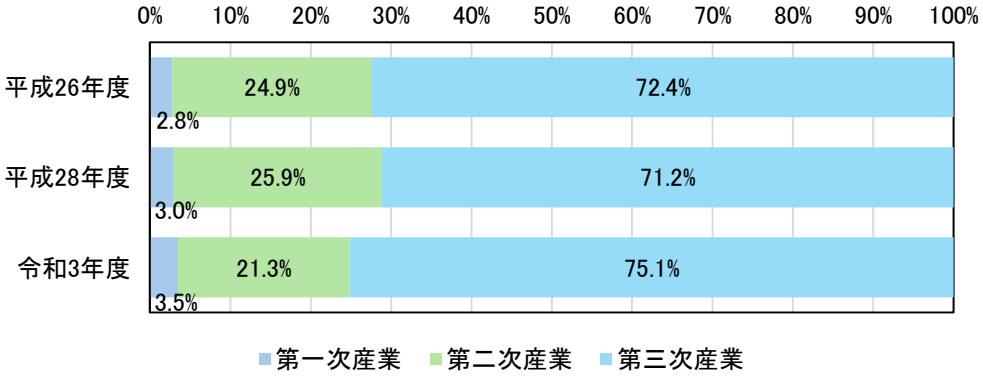

図 2-5　産業別事業所数の割合推移

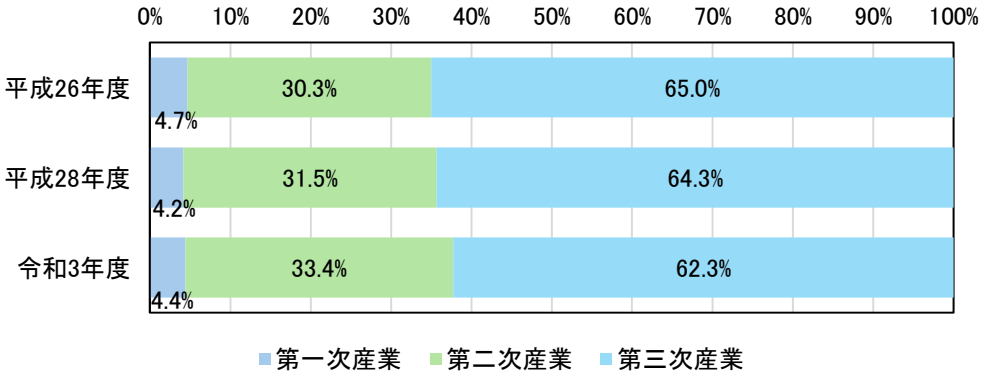

図 2-6　産業別従業者数の割合推移

２．土地利用の状況

本町の土地利用を表 2-4 及び図 2-7 に示します。

本町では、面積の約半分の 3,426ha が森林で覆われており、宅地の面積は約 4.3%の 288ha となっております。

表 2-4　土地利用

区　　分	面積（ha）	割合（%）
農用地	1,613	24.1%
森林	3,426	51.2%
原野	391	5.8%
水路・河川等	74	1.1%
道路	226	3.4%
宅地	288	4.3%
その他	662	9.9%
計	6,680	99.9%

資料：立科町地域防災計画（令和 4 年 3 月）

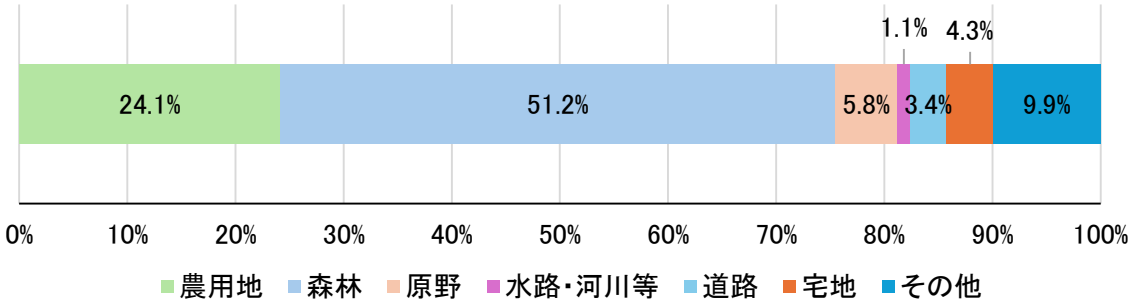

図 2-7　土地利用

第３章　ごみ処理基本計画

第１節 ごみ処理の現状及び実績

１．ごみ処理の流れ

令和５年度における本町のごみ処理の流れを図 3-1 に示します。

可燃ごみは佐久市・北佐久郡環境施設組合の佐久平クリーンセンターで焼却し、ガラス・陶磁器類や粗大ごみは川西保健衛生施設組合の川西一般廃棄物最終処分場で破砕・選別を行い、最終処分ごみの減量化と再資源化を実施しています。

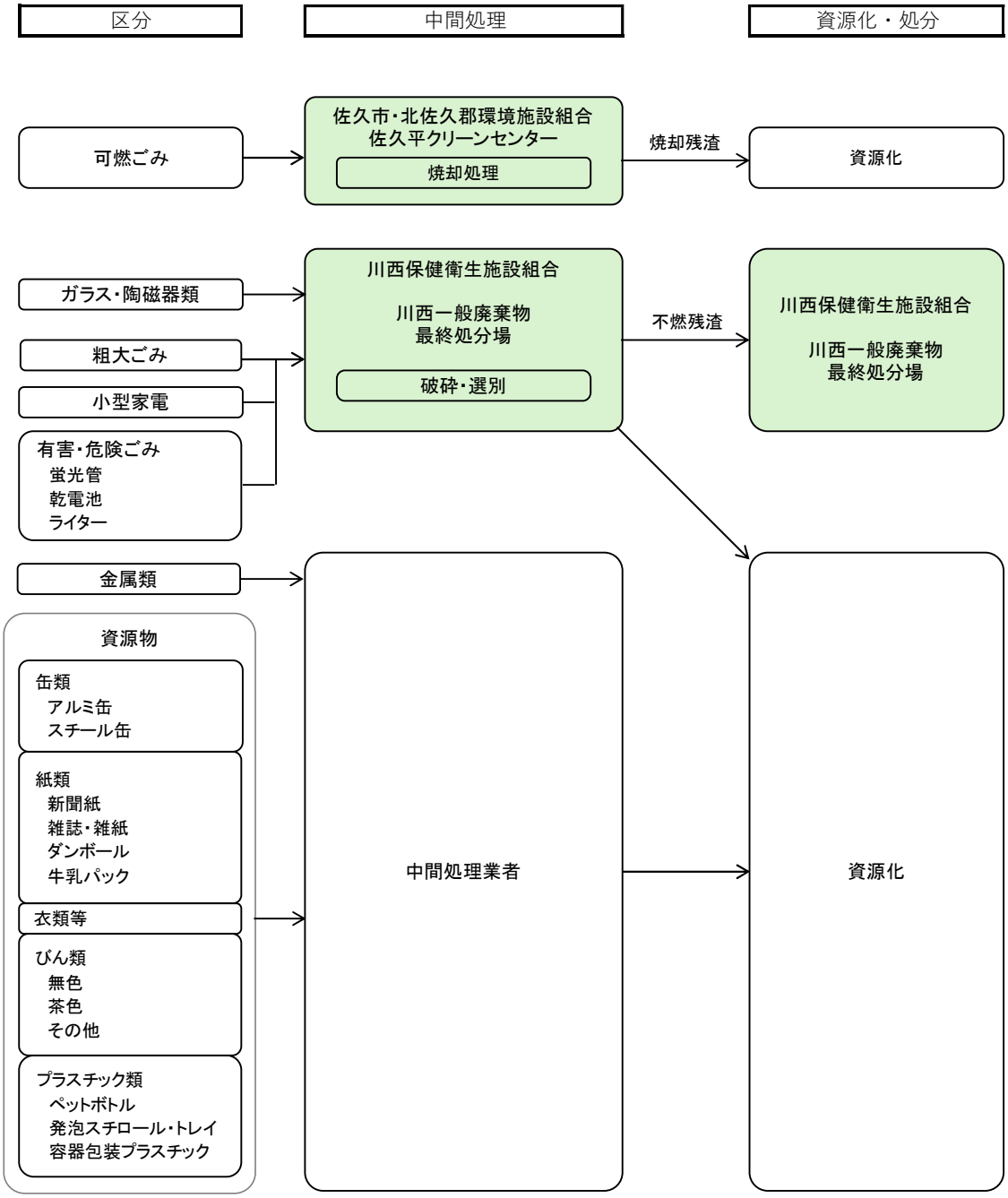

図 3-1　ごみ処理の流れ

２．ごみの分別区分

本町の分別区分を表 3-1 に、排出方法を表 3-2 に示します。

表 3-1　ごみの分け方・出し方一覧表

表 3-2　排出方法

分別区分	収集回数	収集場所	排出方法
可燃ごみ	2 回/週	集積所	可燃ごみ指定袋
ガラス・陶磁器類、金属類	1 回/月	集積所	不燃ごみ指定袋
小型家電	4 回/年	指定場所	―
粗大ごみ	4 回/年	指定場所	―
有害・危険ごみ	4 回/年	集積所	ビニール類袋、コンテナ等
ペットボトル	4 回/月	集積所	コンテナ
発泡スチロール・トレイ	4 回/月	集積所	ネット
容器包装プラ類	4 回/月	集積所	容器包装指定袋
新聞紙	1 回/月	集積所	紐等で縛る
雑誌・雑紙	1 回/月	集積所	紐等で縛る
ダンボール	1 回/月	集積所	紐等で縛る
牛乳パック	1 回/月	集積所	紐等で縛る
アルミ缶	1 回/月	集積所	コンテナ
スチール缶	1 回/月	集積所	コンテナ
びん類	1 回/月	集積所	コンテナ
衣類等	4 回/年	集積所	透明の袋又は紐等で縛る

３．ごみ排出量の実績

１）ごみ排出量の推移

過去10年間のごみ排出量の推移を図3-2に示します 。

年間のごみ排出量は、平成30年度から令和3年度にかけて減少していましたが、令和4年度以降、増加しています。排出量の割合は、令和5年度では、可燃ごみ76.3%、不燃ごみ2.4%、資源ごみ19.5%、粗大ごみ1.6%、その他のごみ0.2%となっています。

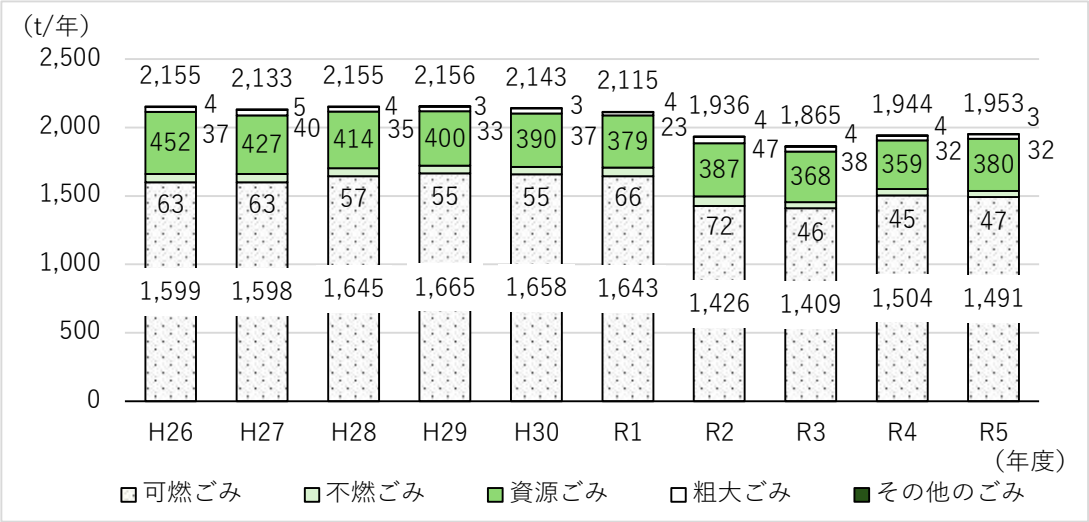

※表示未満を四捨五入しているため、合計と合わない場合があります。(以下、同様)

図 3-2　ごみ排出量の推移

２）排出形態別排出量の推移

排出形態別排出量の推移を図3-3に示します。

家庭系ごみは減少傾向にあります。一方、事業系ごみは増加傾向にあり、令和2年度に減少したものの、令和3年度以降、再び増加しています。全体に占める割合では、令和5年度で、家庭系ごみ74.2%、事業系ごみ25.8%となっています。

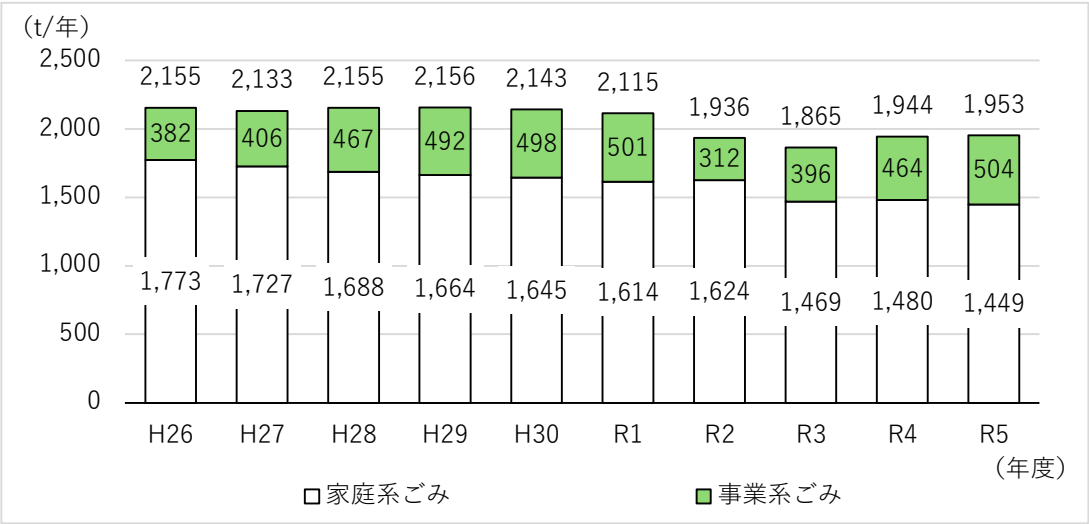

図 3-3　排出形態別排出量の推移

３）１人１日当たりの総排出量の推移

1人1日当たりの総排出量の推移を図3-4に示します。

家庭系と事業系を合わせた可燃ごみは、平成26年度から平成30年度にかけて増加し、令和元年度から令和2年度にかけて減少していましたが、令和3年度以降は増加傾向となっています。

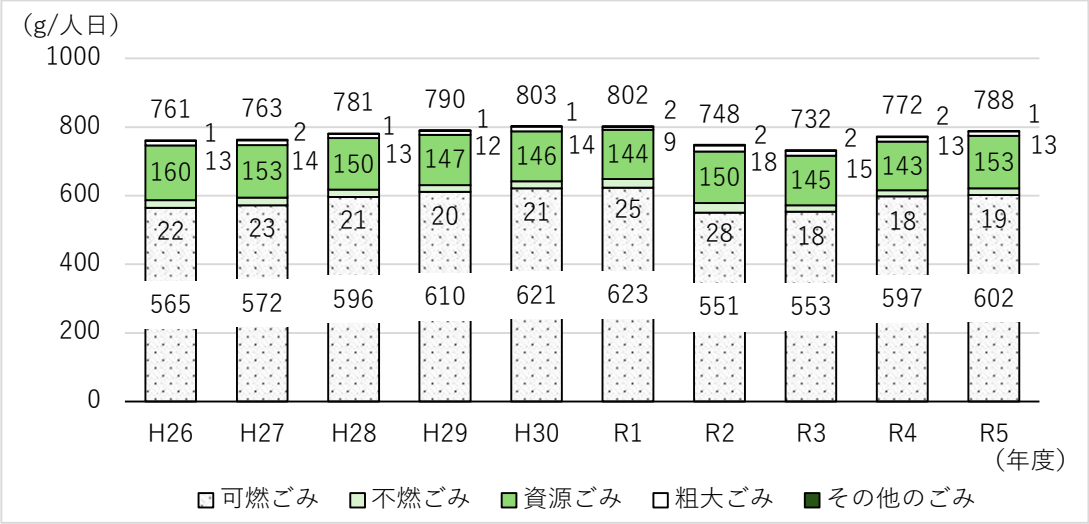

図３-4　１人１日当たりの総排出量の推移

４）１人１日当たり家庭系ごみ排出量の推移

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移を図3-5に示します。

平成26年度から平成29年度にかけて減少し、その後令和2年まで増加しましたが、令和3年度以降は増減を繰り返しています。令和5年度では可燃ごみが排出量の68.1%、不燃ごみが3.2%、資源ごみが26.2%、粗大ごみが2.2%、その他のごみが0.2%を占めています。

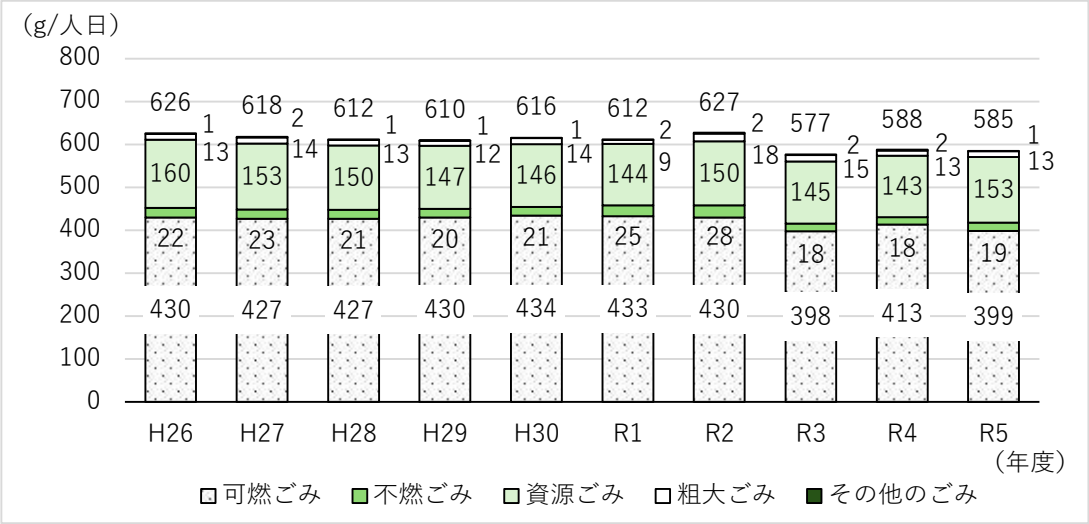

図３-5　１人１日当たり家庭系ごみ排出量の推移

５）１人１日当たり事業系ごみ排出量の推移

1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を図3-6に示します。

事業系ごみは、可燃ごみだけですが、平成26年度から令和元年度にかけて増加傾向を示していましたが、新型コロナ感染症の影響から令和2年度は減少に転じました。令和3年度以降は増加傾向となっています。

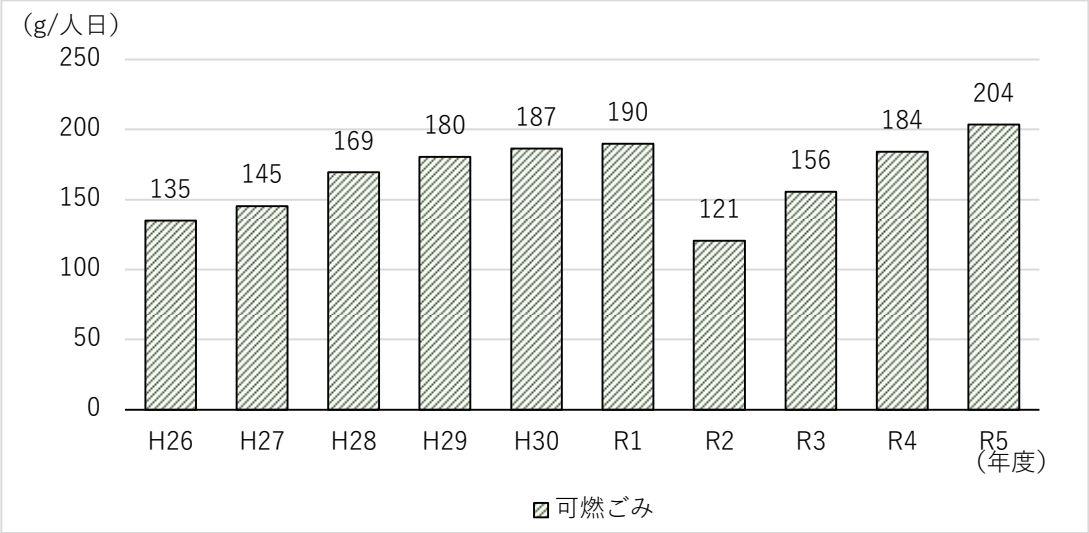

図３-６　１人１日当たり事業系ごみ排出量の推移

４．処理処分の実績

１）中間処理量の推移

本町での中間処理量の推移を図3-7に示します。

焼却処理量は平成26年度から令和5年度までの10年間で6.8%減少しています。焼却処理は、令和2年12月に川西清掃センターから佐久平クリーンセンターに切り替わりました。

また、その他の処理量は、23.1%減少しています。一方、不燃・粗大ごみ処理量は、21.6%増加しています。

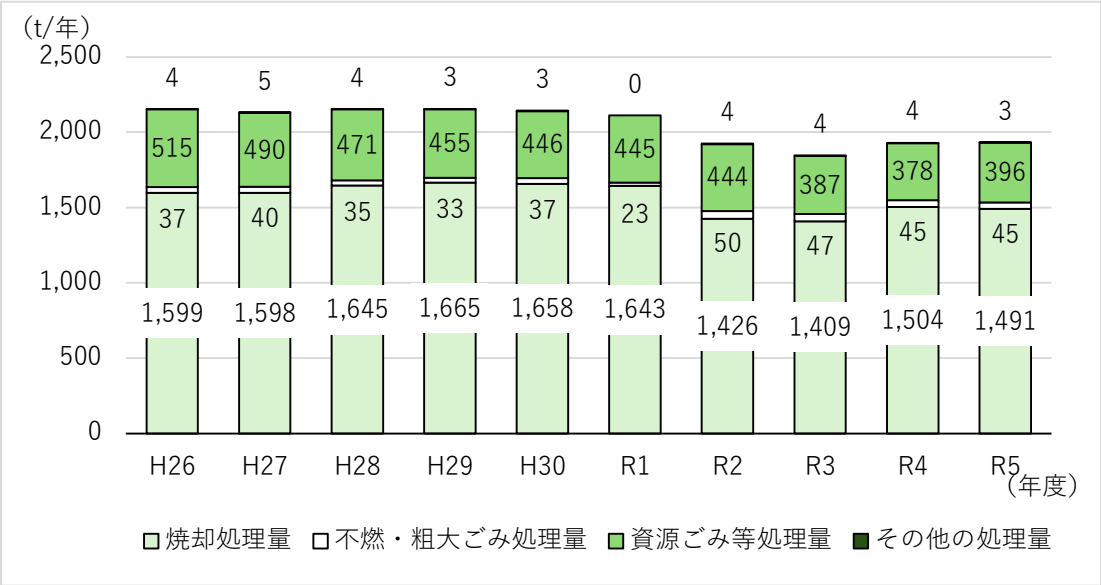

図 3-7　中間処理量の推移

２）資源化量の推移

本町での資源化量とリサイクル率の推移を図3-8に示します。

資源化されているものは、分別収集された資源ごみ、不燃ごみや粗大ごみから分別された資源物、焼却残渣のセメント原料化やスラグ等があります。佐久平クリーンセンターの稼働に伴い、令和2年度から焼却残渣を溶融スラグとして資源化を開始したため、リサイクル率は30%近くまで上昇しました。しかし、令和3年度から資源ごみ等からの資源化量が減少傾向のため、令和5年度のリサイクル率は26.3%と減少しています。

また、品目別の資源化量を図3-9に示します。

資源化量のうち、紙類、ガラス類、容器包装プラスチックが減少しています。これらは、電子書籍の普及、容器そのものの軽量化や代替素材になっていることが、減少の要因の1つと考えられます。

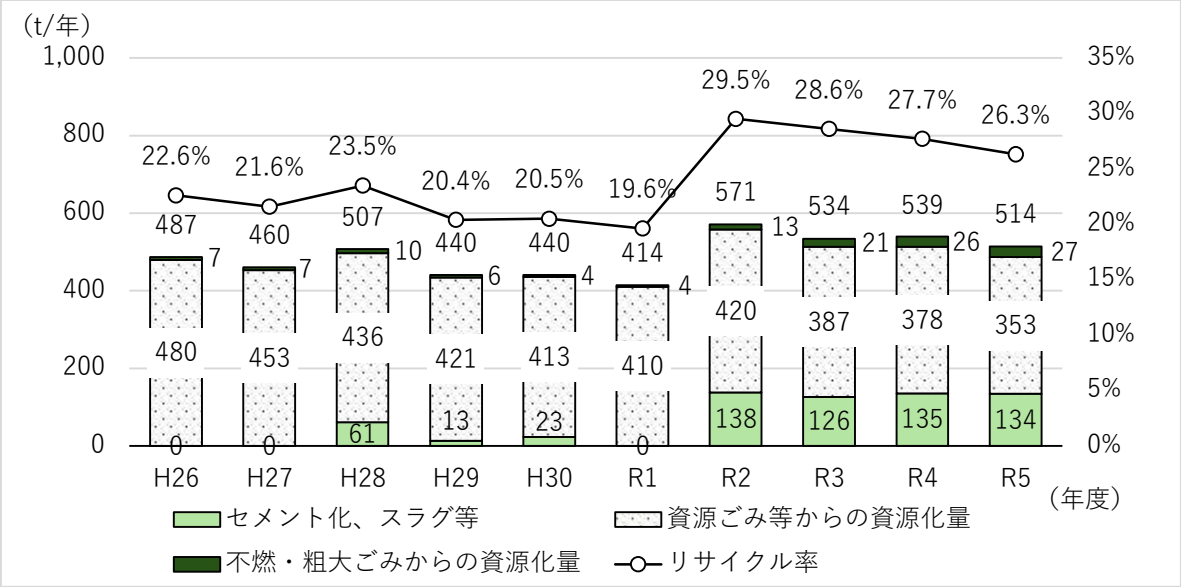

図 3-8　資源化量とリサイクル率の推移

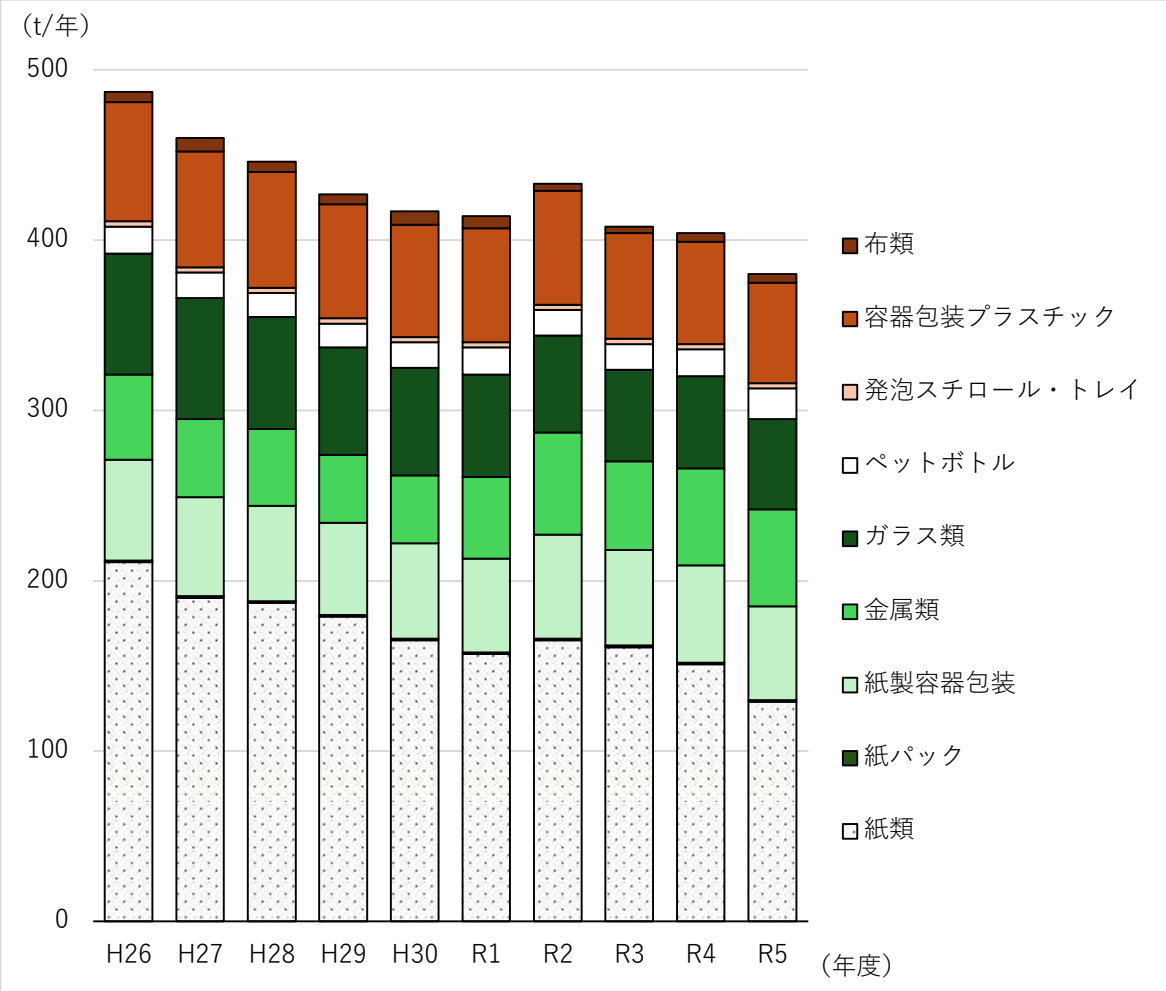

図 3-9　品目別の資源化量（焼却灰等の資源化を除く）

３）最終処分量の推移

本町での最終処分量と最終処分率の推移を図3-10に示します。

焼却残渣の資源化を進めていることから、令和元年度以降の最終処分量は少なくなっており、令和5年度の最終処分率は0.9%となっています。

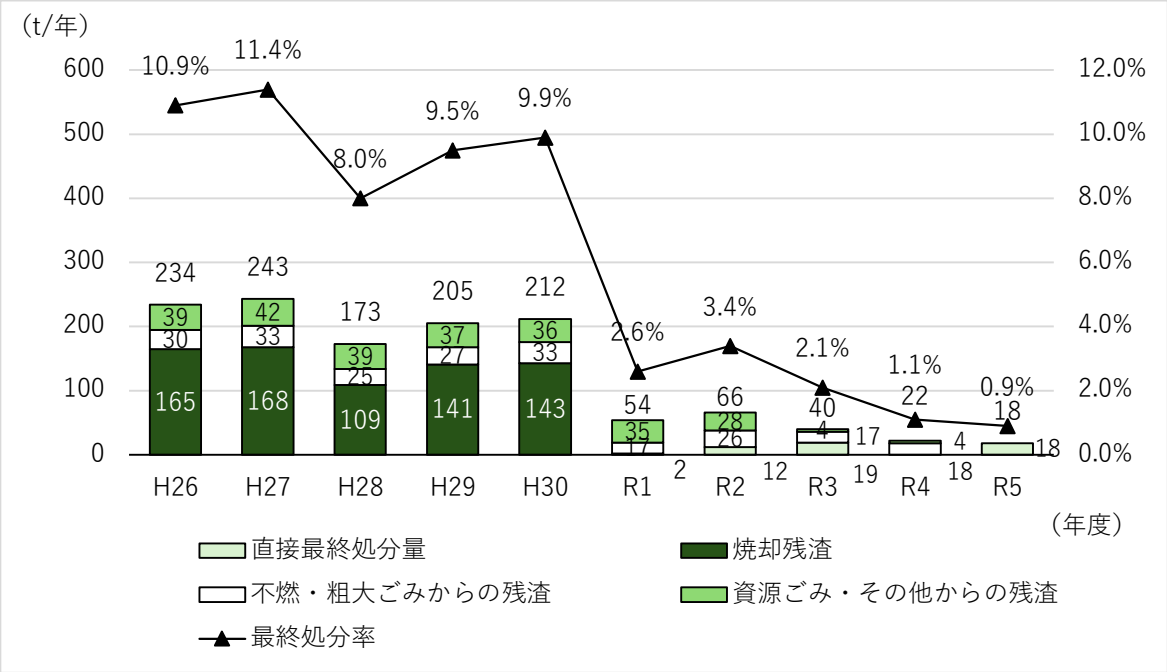

図 3-10　最終処分量と最終処分率の推移

５．ごみの性状

本町の可燃ごみは、令和 2 年度に稼働した佐久平クリーンセンターで処理しています。佐久平クリーンセンターにおける可燃ごみの組成の推移を表 3-3 及び図 3-11 に示します。

令和 5 年度では、紙・布類が 57.6%、ビニール・合成樹脂類が 25.4%、厨芥類が 5.5%を占めています。

表 3-3　可燃ごみの組成の推移

			R2	R3	R4	R5
紙・布類		（%）	57.2	53.3	57.7	57.6
ﾋﾞﾆｰﾙ、合成樹脂、ｺﾞﾑ、皮革類		（%）	22.2	22.3	20.6	25.4
木、竹、わら類		（%）	7.7	7.3	10.2	5.5
厨芥類		（%）	5.5	12.8	7.3	5.5
不燃物類		（%）	5.6	1.7	1.5	1.3
その他		（%）	1.8	2.6	2.7	3.6
単位容積重量		(kg/㎥)	109.8	150.3	163.3	150.0
三成分	水分	（%）	40.7	47.3	46.5	48.2
	可燃分	（%）	52.4	47.4	48.5	47.3
	灰分	（%）	6.9	5.3	5.0	4.6
低位発熱量（実測値）		(kJ/kg)	10,967	9,786	9,542	9,983

資料：一般廃棄物処理実態調査結果、佐久市・北佐久郡環境施設組合

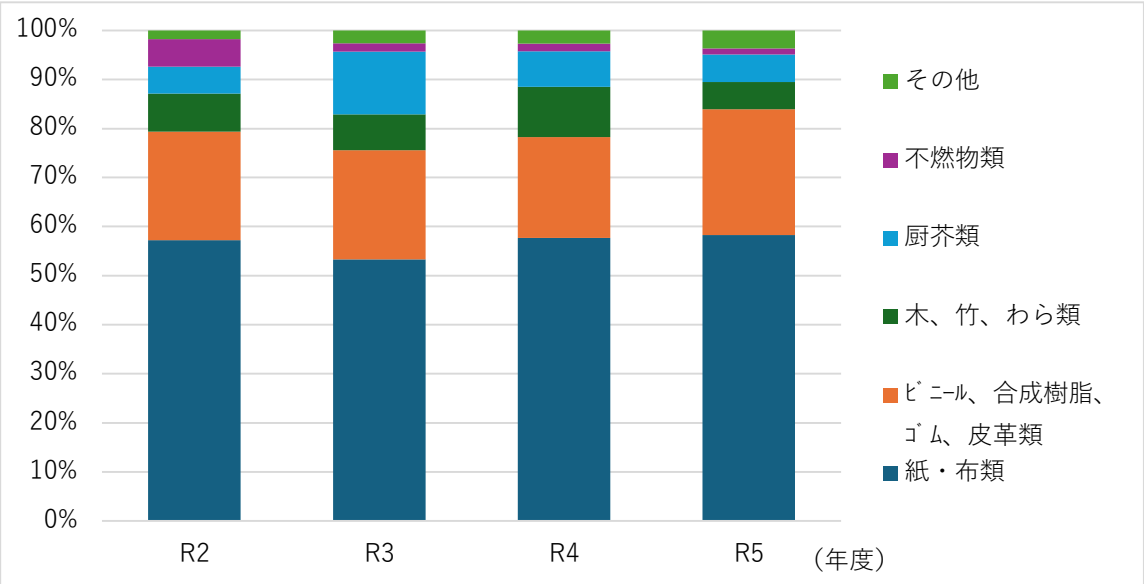

図 3-11　可燃ごみの組成の推移

可燃ごみの三成分の推移及び単位容積重量と低発熱量の推移を図 3-12 及び図 3-13 に示します。

水分、灰分、可燃分の割合は、大きく変化していません。低位発熱量も大きく変化していません。単位容積重量は令和 2 年度から令和 4 年度にかけて増加傾向を示していましたが、令和 5 年度は減少に転じています。

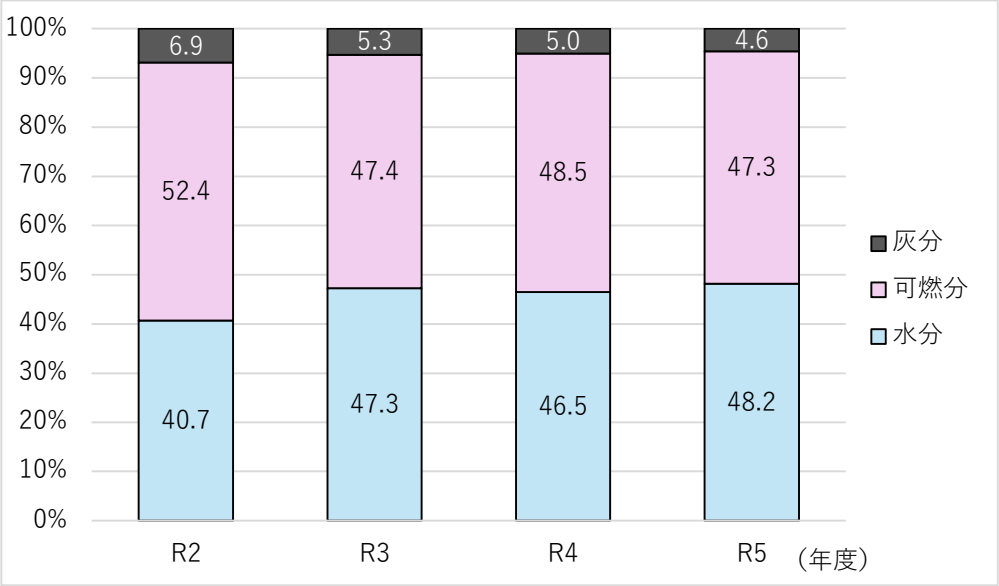

図 3-12　可燃ごみの三成分の推移

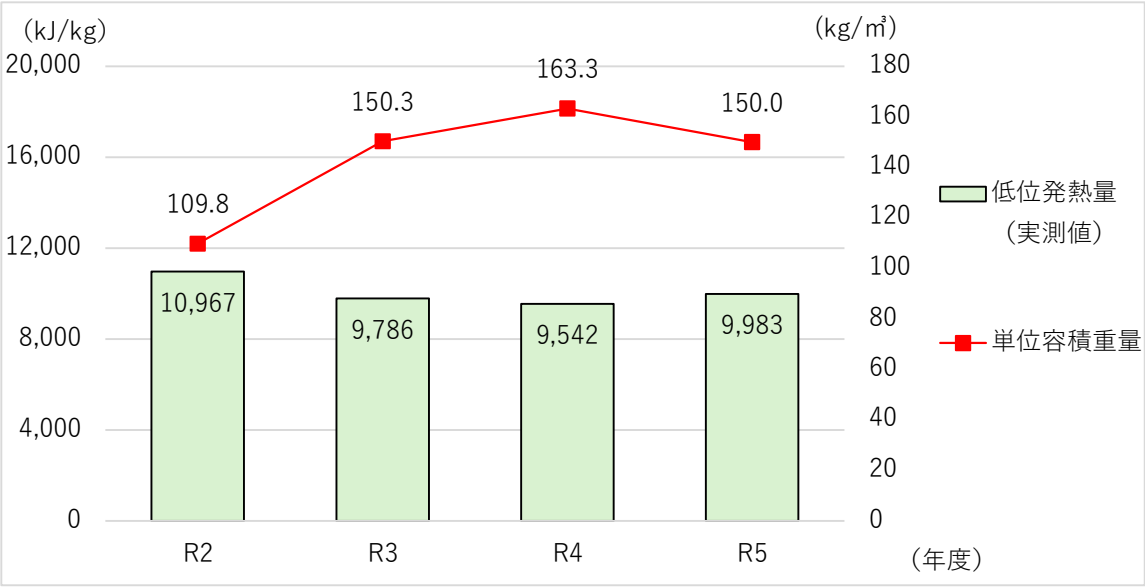

図 3-13　単位容積重量と低位発熱量の推移

６．ごみ処理の体制

本町の家庭からのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみ）は、集積所収集にて、直営による収集運搬を実施しています。収集運搬体制を表3-4に示します。

事業系ごみについては、「廃棄物処理法」に基づき、事業者自らの責任で適正に処理することが原則とされています。本町においては、以下のいずれかの方法により処理することが可能です。

- 佐久平クリーンセンターへ直接搬入する
- 本町の一般廃棄物収集運搬許可業者へ処理を委託する
- 収集運搬手数料を納付し、本町に収集運搬を委任する

表３-４　収集運搬体制

	台数	運搬量
直営	8 台	17 t
委託（台）	1 台	3 t
許可（台）	114	418t

資料：一般廃棄物処理実態調査結果、立科町資料

７．処理処分の現状

１）中間処理の状況

中間処理の状況を表3-5に示します。

表３-５　中間処理の状況

<table>
<tr><th colspan="3">分別区分</th><th>中間処理の概要</th></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>・佐久平クリーンセンターにて焼却処理。</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ（ガラス・陶磁器類、金属類）</td><td>・不燃ごみのうち、「ガラス、陶器類」は川西一般廃棄物最終処分場のガラス破砕機で処理後、川西一般廃棄物最終処分場にて最終処分。「金属類」は直接、民間業者に搬入し、売却。</td></tr>
<tr><td rowspan="12">資 源
ごみ</td><td rowspan="2">缶類</td><td>アルミ缶</td><td rowspan="12">・「アルミ缶」「スチール缶」「紙類」は直接、民間業者に搬入し、売却。
・「衣類」「びん類」「プラスチック類」は直接、民間業者に搬入し、処理委託。</td></tr>
<tr><td>スチール缶</td></tr>
<tr><td rowspan="4">紙類</td><td>新聞紙</td></tr>
<tr><td>雑誌・雑紙</td></tr>
<tr><td>ダンボール</td></tr>
<tr><td>牛乳パック</td></tr>
<tr><td colspan="2">衣類</td></tr>
<tr><td rowspan="3">びん類</td><td>無色</td></tr>
<tr><td>茶色</td></tr>
<tr><td>その他の色</td></tr>
<tr><td rowspan="3">プラスチック類</td><td>ペットボトル</td></tr>
<tr><td>発泡スチロール・トレイ</td></tr>
<tr><td>容器包装プラスチック</td></tr>
<tr><td colspan="3">粗大ごみ</td><td>・川西一般廃棄物最終処分場の破砕機で処理後、民間業者に処理委託及び川西一般廃棄物最終処分場にて最終処分。</td></tr>
<tr><td colspan="3">小型家電</td><td rowspan="4">・川西一般廃棄物最終処分場で分別後、処理委託。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">その他のごみ</td><td>乾電池</td></tr>
<tr><td>蛍光管</td></tr>
<tr><td>ライター</td></tr>
</table>

２）中間処理施設

佐久市・北佐久郡環境施設組合が所有する焼却処理施設の概要を表3-6に示します。

また、川西保健衛生施設組合が所有する不燃ごみ及び粗大ごみ用の処理設備の概要を表3-7示します。

表３-６　焼却処理施設の概要

施設名	佐久平クリーンセンター
設置者	佐久市・北佐久郡環境施設組合
所在地	長野県佐久市上平尾 2033 番地他
処理方式	ストーカ式焼却炉
処理能力	110ｔ/日（55ｔ/日×2 炉）

表３-７　不燃・粗大ごみ用処理設備の概要

施設名	川西一般廃棄物最終処分場
設置者	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月 2179 番地 18
処理能力	破砕機 3t/日

３）最終処分場

川西保健衛生施設組合が所有する最終処分場の概要を表3-8に示します。

表３-８　最終処分場の概要

施設名	川西一般廃棄物最終処分場
設置者	川西保健衛生施設組合
所在地	長野県佐久市望月 2179 番地 18 他
設置年月	平成 5 年 3 月
埋立面積	23,950m^2
埋立容量	39,000m^3
年間埋立量	568t/年
残余容量	1,695m^3（令和 6 年 3 月現在）
埋立対象物	不燃ごみ、破砕ごみ処理残渣、粗大ごみ

８．処理経費の推移

ごみ処理に係る経費の推移を表 3-9 及び図 3-14 に示します。

本町の令和 5 年度 1 人当たりの処理経費は約 18,000 円、1t 当たりの処理経費は約 62,000 円となっています。なお、令和元年度及び 2 年度においては、組合分担金が増加しています。これは、佐久市・北佐久郡環境施設組合において新たな焼却施設として佐久平クリーンセンターを整備したことに伴うものです。

表 3-9　ごみ処理経費の推移

項目		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
組合分担金	（千円）	80,714	77,600	76,755	88,516	94,879	157,855	159,550	62,688	61,653	79,119
建設改良費	（千円）	0	0	0	0	0	0	0	24,715	0	0
人件費	（千円）	8,730	8,763	10,295	11,036	11,837	11,692	11,769	10,772	11,335	11,897
収集運搬費	（千円）	1,228	1,065	1,256	915	498	2,815	2,084	3,150	3,264	3,306
中間処理費	（千円）	4,244	3,743	5,863	4,828	5,021	5,384	10,372	15,783	15,514	20,181
車両購入費・その他	（千円）	9,150	0	7,205	0	0	0	487	1,369	0	0
合計	（千円）	104,066	91,171	101,374	105,295	112,235	177,746	184,262	118,477	91,766	114,503
人口	（人）	7,759	7,634	7,559	7,474	7,316	7,207	7,094	6,978	6,900	6,768
1人当たりの処理経費	（円）	13,412	11,943	13,411	14,088	15,341	24,663	26,273	17,801	14,143	17,775
排出量（集団回収除く）	（t/年）	2,155	2,133	2,155	2,156	2,143	2,115	1,936	1,865	1,944	1,953
1t当たりの処理経費	（円）	48,290	42,743	47,041	48,838	52,373	84,041	96,270	66,603	50,200	61,599

資料：一般廃棄物処理実態調査結果、立科町資料

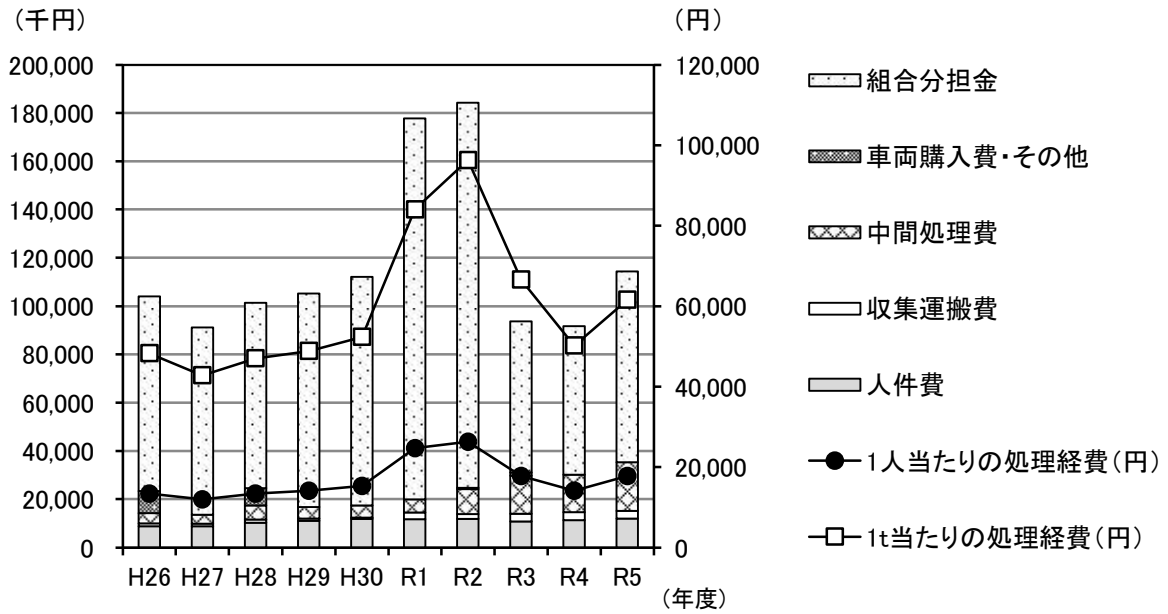

図 3-14　ごみ処理経費の推移

第２節 ごみ処理の評価

市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省）を利用し、全国の人口規模や産業構造が類似している市町村と比較しました。比較した結果を図 3-15 に示します。

本町はすべての項目で平均を上回る結果となっています。

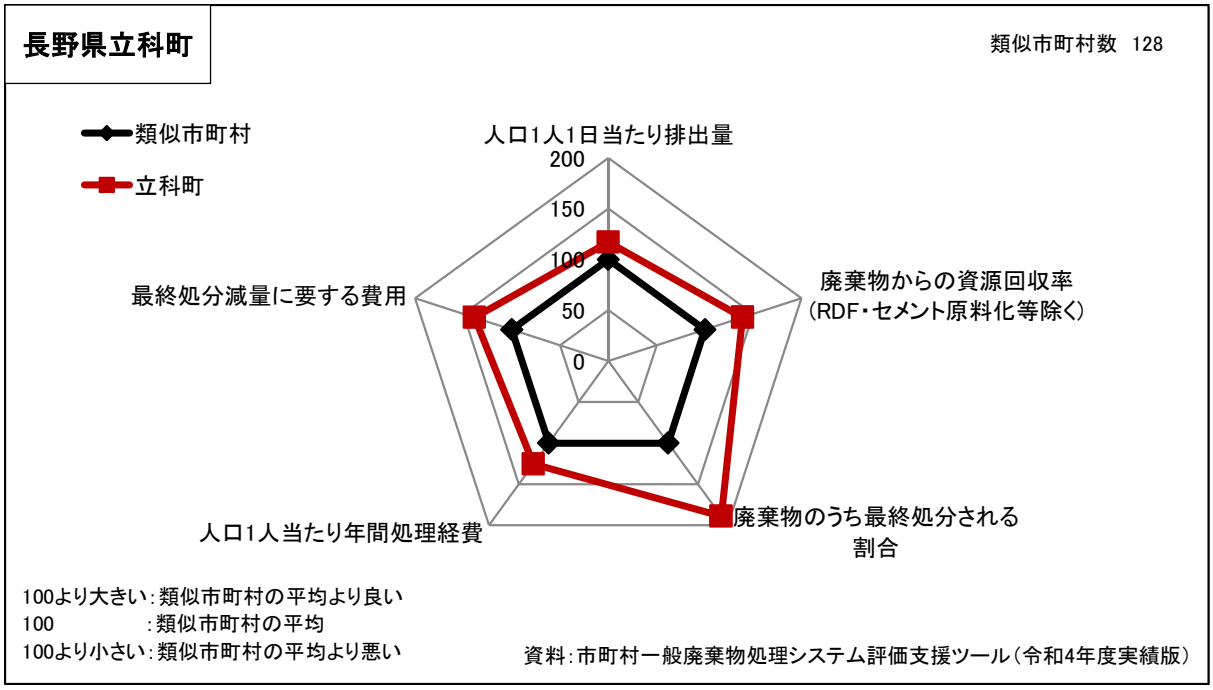

図 3-15　類似市町村との比較結果

表 3-10　類似団体との比較結果（指数）

	立科町	類似市町村平均値	比較（指数）	指数の見方
1人1日当たりの排出量(g/人日)	772	928	117	指数が大きいほど排出量は少なくなる
廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)	20.8%	15.0%	139	指数が大きいほど資源回収率は高くなる
廃棄物のうち最終処分される割合	1.1%	10.0%	189	指数が大きいほど最終処分される割合は小さくなる
人口1人当たり年間処理経費(円)	14,411	19,367	126	指数が大きいほど1人当たりの年間処理経費は少なくなる
最終処分減量に要する費用(円)	38,589	62,848	139	指数が大きいほど費用対効果は高くなる

資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和 4 年度実績版）

第３節 現行目標の達成状況及び評価

１．令和５年度目標達成状況

令和元年度に策定した現行計画における目標達成状況を、表 3-11 に示します。

ごみ排出量は目標を達成していませんが、リサイクル率、最終処分率は目標を達成しています。

表 3-11　令和５年度目標達成状況

	実績 令和5年度	中期目標 令和6年度	後期目標 令和11年度	評価
ごみ排出量　　(t/年)	1,953	1,877	1,567	△
リサイクル率　　%	26.3	19.2	19.9	○
最終処分率　　%	0.9	9.9	9.6	○

※○：令和 6 年度の目標値に対して 100%以上の達成率
△：令和 6 年度の目標値に対して 80%以上の達成率
×：令和 6 年度の目標値に対して 80%未満の達成率

２．施策の取り組み状況

現行計画で定めた基本方針に基づく施策の取り組み状況を以下に示します。

取り組み内容		評価
3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進		
(1)	**適正排出しやすい環境づくり** 分別の徹底を図るため、町の広報紙や HP でごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行っています。また、転入者へのごみの排出・分別方法の説明等積極的な情報提供を行っています。	○
(2)	**マイバックの活用とレジ袋の削減** レジ袋の使用を減らし、マイバッグの活用を促進しています。また、過剰包装を断ることで、容器包装ごみの発生抑制にもご協力をお願いしています。令和 2 年度にレジ袋が有料化されて以降、住民の意識は大きく変化し、マイバッグを使用する人が増えました。事業者もレジ袋削減に向けて声掛け等の取り組みを実施しています。	○
(3)	**生ごみの水切り、食品ロスの削減** 生ごみの多くは水分が含まれているため、排出者は毎日水切りを実践し、生ごみ重量の削減に努めるようお願いしています。また、食べ残しや余分な食材の購入を減らし食品ロスの発生抑制をお願いしています。	○
(4)	**リサイクル教育の実施** 学校では、社会科や総合的な学習での環境教育の一環として、リサイクル教育を実施しています。公民館などの活動では、ごみの講座、研究発表等に協力しています。	○

<table>
<tr><th colspan="2">取り組み内容</th><th>評価</th></tr>
<tr><td>（5）</td><td>生ごみ堆肥化
生ごみ処理機の購入補助事業、「ダンボールコンポスト」の普及促進を行っています。また、事業所および住民が組織する団体等から排出される生ごみの自己処理を促進するため、生ごみ処理機器の購入とリースに対し補助を行っています。</td><td>○
生ごみ処理機等の
令和 5 年度実績
11 件</td></tr>
<tr><td>（6）</td><td>事業者等への指導
事業者自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むようお願いしています。
 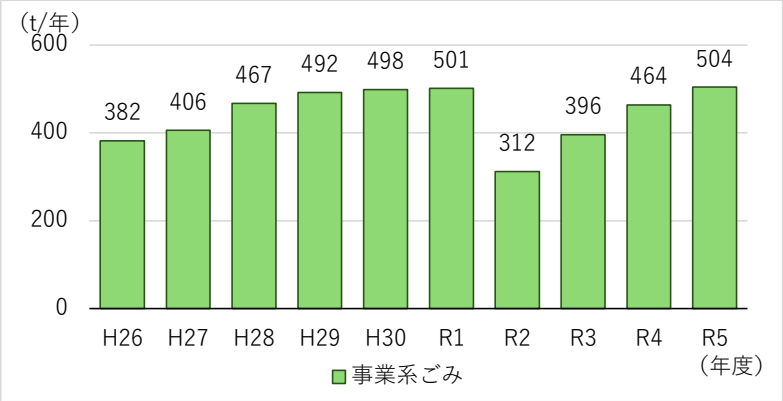

図 3-16　事業系ごみの推移</td><td>△
事業者への指導を行っていますが、令和 5 年度は過去 10 年間で最も多い排出量となり、排出抑制が必要です。</td></tr>
<tr><td>（7）</td><td>多量排出事業者等への指導
多量にごみを排出する事業者や小売店等の排出状況に応じた、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行っています。また、「一般廃棄物減量化計画書」、「廃棄物管理責任者の設置」の提出をお願いしています。</td><td>△
事業者への指導を行っていますが、令和 5 年度は過去 10 年間で最も多い排出量となり、排出抑制が必要です。（再掲）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="2">取り組み内容</th><th>評価</th></tr>
<tr><td colspan="2">3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進</td><td></td></tr>
<tr><td>（8）</td><td>ごみの分別、排出及び再資源化の啓発
ごみの分別、排出方法、リサイクル方法について、広報、啓発、直接指導等により、啓発を進めています。
 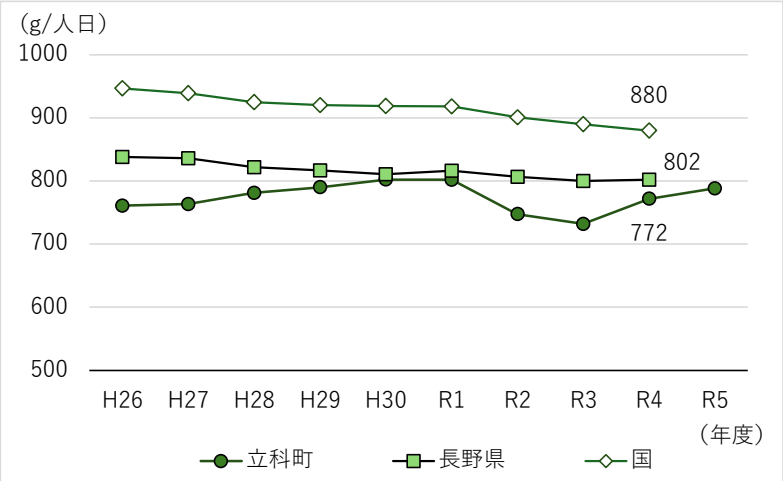

図 3-17　１人１日当たりの総排出量の比較</td><td>○
本町の人口１人１日当たりの総排出量は、国や長野県の平均と比較して良好です。しかし、近年では、新型コロナ感染症の影響から落ち着きを取り戻していることもあり、近年はごみ排出量が増加しています。</td></tr>
<tr><td>（9）</td><td>資源ごみの分別収集の推進
資源ごみの分別収集、適正処理に努めるとともに、店頭回収も推進しています。
 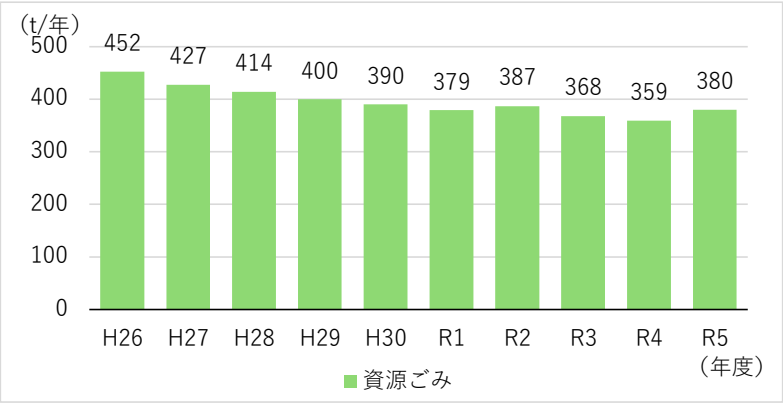

図 3-18　資源ごみ量の推移</td><td>○
資源ごみの収集量は減少傾向ですが、令和5年度は前年度より増加しています。</td></tr>
</table>

取り組み内容		評価
循環型社会づくりに向けた協働の推進		
(1)	**情報提供と普及啓発** ごみ減量、ごみ処理等に関する町の取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、出前講座等を介して提供しています。	○
(2)	**新たな分別区分の検討** 地域におけるリサイクルの可能性を考慮しながら、新たな分別品目を検討しています。	△ 不燃物の分別を実施しましたが、製品プラスチックの分別回収は継続して検討します。
(3)	**食育・環境教育の推進** 学校などにおける食育活動を通じて、食べ物や資源を大切にする心を育みます。また、希少金属など有用な資源の有限性や資源循環の必要性について理解を深め、行動してもらうため環境教育を推進しています。	○
(4)	**収集運搬体制の見直し** ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続しています。	○
(5)	**廃棄物を再生資源とした利用推進** 令和 2 年度に佐久平クリーンセンターが稼働したことに伴い、焼却処理で発生した焼却残渣はスラグ等にして資源化しています。 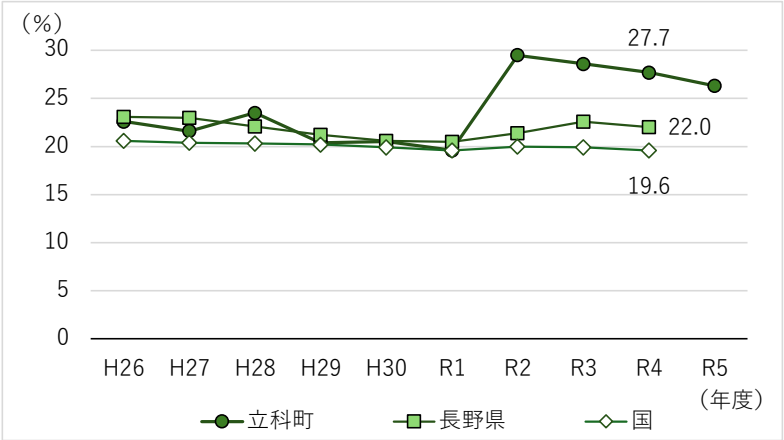 図 3-19　リサイクル率の比較	○ 本町のリサイクル率は、国や長野県の平均と比較して良好です。
(6)	**温暖化防止の推進** 太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギー導入、省エネルギーや環境に配慮した暮らしを進めるイベントの開催・啓発活動を通じて温暖化防止に努めています。 また、地球温暖化防止等の活動に取り組む住民に対して、予算の範囲内で「地球温暖化防止活動補助金」を交付しています。	○

取り組み内容		評価
環境負荷の少ない適正ない処理・処分		
(1)	**環境美化の推進** 本町は、自治組織として区と部落があり、分館単位で、地域の環境美化、地区における各種行事・活動を行い、環境の美化・整備を図っています。また、不法投棄監視員による町内の不法投棄防止パトロールも行なっています。	△ 不法投棄が多い場所や行われやすい場所の更なる把握が課題となっており、また、それらの場所への看板の設置等の効果的な対策の実施が必要です。
(2)	**適正な処理・処分の実施** 住民・事業者が排出したごみを、環境に負荷を与えないように配慮しながら、適正かつ衛生的に処理・処分しています。	○
(3)	**事業者等への指導** 事業系一般廃棄物の排出方法等の指導を実施しています。	△ 令和5年度は過去10年間で最も多い排出量となり、排出方法等の指導強化が必要です。本町に収集運搬を委任している事業者が多いことから、自己処理の責任の原則にそった処理方法が求められます。
(4)	**適正処理困難物対策** 分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入しているため、分別ルールを周知しています。また、家電リサイクル法で定められている家電 4 品目や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど町で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を周知徹底しています。	○
(5)	**災害時などにおけるごみ処理体制の整備** 災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、被災地の環境衛生を保全するため、「立科町地域防災計画」に基づき迅速かつ適正に対応を図り、「立科町災害廃棄物処理計画」に従い適正な処理を行うこととしています。	○

○:達成済み、実施中　△:一部実施　ー:未実施

第４節 ごみ処理行政の動向

１．国の方針及び県の計画など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

廃棄物処理・再資源化に関する国の方針の経過を表 3-12、県の計画の経過を表 3-13 に示します。

表 3-12　国の方針の経過

年 月	関連する計画など
平成 13 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
平成 15 年 3 月	循環型社会形成推進基本計画
平成 17 年 4 月	循環型社会形成推進交付金制度の導入
平成 17 年 5 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成 20 年 3 月	第二次循環型社会形成推進基本計画改訂
平成 22 年 12 月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正
平成 25 年 5 月	第三次循環型社会形成推進基本計画
平成 28 年 1 月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更
平成 30 年 6 月	第四次循環型社会形成推進基本計画
令和 5 年 6 月	「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更
令和 6 年 8 月	第五次循環型社会形成推進基本計画

表 3-13　県の計画の経過

年 月	関連する計画など
平成 11 年 3 月	長野県ごみ処理広域化計画
平成 18 年 3 月	長野県廃棄物処理計画（第2期）
平成 23 年 4 月	長野県廃棄物処理計画（第3期）
平成 28 年 4 月	長野県廃棄物処理計画（第4期）
令和 3 年 4 月	長野県廃棄物処理計画（第5期）

２．国の動向及び達成目標

１）基本方針

廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を定めています。令和 5 年 6 月の変更では、カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢変化を踏まえて行われました。

基本方針の数値目標を表 3-14 に示します。

表３-14　基本方針の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和7年度において約16%削減 1人1日当たりの生活系ごみ（資源除く）440グラム
一般廃棄物の 出口側の循環利用率	平成24年度の21%に対し、令和9年度において約28%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、令和7年度において約31%削減

２）循環型推進基本計画

第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月。以下、「第五次循環基本計画」という。）では、地域経済の活性化・魅力ある地域づくりライフスタイル転換、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・再生材の利用拡大などを国の取り組みのポイントとしています。

第五次循環基本計画の数値目標を表 3-15 に示します。

表３-15　第五次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
１人１日当たりの ごみ焼却量	令和12年度において約580g/人/日
廃棄物エネルギーを外部に供給している施設の割合	令和9年度において46%
長期広域化・集約化計画を策定した都道府県の割合	令和9年度において100%
最終処分場の 残余容量・残余年数	令和12年度において令和2年度の水準（22年分）を維持

３．長野県の動向及び達成目標

長野県では、令和 7 年度を目標年度とする「長野県廃棄物処理計画」（第 5 期）を策定しました。計画では、「『つくる責任 つかう責任』を意識して循環型社会を実現～信州らしい生活様式へ～」を取組目標とし、信州の美しい自然や環境を後世に引き継いでいくため、SDGs のゴール 12「つくる責任 つかう責任」を意識して、新しい生活様式の実践下においてもプラスチックごみや食品ロスなどの廃棄物の発生抑制に努めるとともに、代替素材への転換等を進め、４Ｒに県民一丸で取り組むことを目指しています。

また、計画では、3 つの重点方針として、「４Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進」「災害廃棄物や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化などの課題に対しパートナーシップで解決」「2050 ゼロカーボンに向けた取組」を挙げています。

「長野県廃棄物処理計画」（第 5 期）における数値目標を表 3-16 に示します。

表３-16　長野県廃棄物処理計画（第５期）における数値目標

区分		数値目標
総排出量		令和7年度において583千t
1人1日当たり排出量		令和7年度において790g/人日
	うち、家庭系ごみ	令和7年度において406g/人日
リサイクル率		令和7年度において20%
最終処分量		47千t

４．近隣市町の動向

川西保健衛生施設組合及び佐久市・北佐久郡環境施設組合の構成市村の実績（令和 4 年度）を表 3-17 示します。

また、組合の構成市村における一般廃棄物処理基本計画の目標を表 3-18 に示します。

軽井沢町は観光地であるため、１人１日排出量が多くなっています。

表３-17　各組合の構成市村の実績（令和４年度）

指標	立科町	佐久市	東御市	御代田町	軽井沢町
ごみ総排出量　（t/年）	1,944	24,050	5,946	3,133	12,436
1人1日当たり排出量　（g/人日）	772	670	551	528	1,586
リサイクル率　（%）	27.7	24.0	28.4	21.8	21.4
最終処分率　（%）	1.1	2.9	7.7	4.2	2.3

表３-18　各組合の構成市村における一般廃棄物処理基本計画の目標

指標	佐久市	東御市	御代田町	軽井沢町
目標年度	令和6年度	令和12年度	令和7年度	令和10年度
ごみ総排出量　（t/年）	21,843	3,400 （焼却処理量）	2,679	11,716
1人1日当たり排出量　（g/人日）	612.2	―	471	1,474
リサイクル率　（%）	20.1	29	22	31.7
最終処分率　（%）	11.8	―	12	―

５．本町の動向

令和２年３月に策定されたに「第５次立科町振興計画」（後期基本計画）では、第４章５の「循環型社会の推進」の中で、ごみ処理に関する施策の方針を「一般廃棄物の減量化・資源化の取組を推進するとともに、再生可能エネルギーの活用促進及び省エネルギーの推進により循環型社会の形成を図ります」とし、成果指標を定めています。

「第５次立科町振興計画」（後期基本計画）における成果指標を表 3-19 に示します。

表３-19　第５次立科町振興計画（後期基本計画）における成果指標

指標	現状 平成30年度	目標 令和6年度
環境に配慮した循環型社会の推進に対する住民満足度	12.7%	20.0%
ごみ総排出量	2,144.5t	1,945.0t
ごみリサイクル率	20.6%	23.0%

第５節 ごみ処理基本方針

１．ごみ処理基本方針

社会のライフスタイルの変化に伴うごみの多様化を踏まえ、住民・事業者・行政が協働して、ごみの発生から処分までの各段階における取り組みの徹底と新たな施策への取り組みが求められています。

ごみ処理の評価、ごみ処理行政の動向等を踏まえ、今後の後期目標年度に向けての本町におけるごみ処理の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針Ⅰ：４Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進

優先的に２Ｒ（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用））に取り組み、その次にリサイクル（再生利用）に取り組むことで、住民、事業者が参加しやすい循環型社会の形成を目指します。リサイクルにおいては、回収できる資源化量の更なる拡大と、より高品質なリサイクルを目指します。

さらに、プラスチック廃棄物問題や気候変動への対策として、使い捨てプラスチック製品を環境に優しい代替素材へリプレイス（置き換える）の取り組みを進め、環境への負荷を減らした循環型社会の実現を目指します。

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進

循環型社会づくりのため、住民・地域（NPO）・事業者・行政のそれぞれがごみや環境に配慮した生活及び事業活動を営むとともに、あらゆる主体と協働してごみの減量、資源の有効利用、適正処理を進めます。

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分

住民・事業者に一層の分別に協力を求め、効率・効果的な分別区分、排出方法、収集体制の検討をしていきます。

処理・処分においては、ごみの減量化・再資源化を促進し、環境に配慮した適正な処理体制の整備に努めるとともに、安定したごみ処理が図れるよう、佐久市・北佐久郡環境施設組合、川西保健衛生施設組合と協議していきます。また、既存の民間ルートでの減量化、資源化のほか、民間事業者の新たなリサイクル技術を活用し、再資源化や適正処理の検証を進めます。

さらに、組合や近隣市町と連携し、廃棄物処理におけるエネルギーの消費を減らし、効率化を推進することで、脱炭素社会の実現を目指します。

２．ごみ発生・排出抑制の施策

基本方針	基本方針に基づく主な施策	
基本方針Ⅰ： 4R(リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス)の推進	（１）	適正排出しやすい環境づくり
	（２）	マイバックの活用と排出抑制
	（３）	生ごみの水切り、食品ロスの削減
	（４）	リサイクル教育の実施
	（５）	生ごみ堆肥化
	（６）	事業者等への指導
	（７）	多量排出事業者等への指導
	（８）	ごみの分別、排出及び再資源化の啓発
	（９）	資源ごみの分別収集の推進
	(10)	リユースショップやレンタルの活用
	(11)	環境に優しい商品へリプレイス（置き換える）
基本方針Ⅱ： 循環型社会づくりに向けた協働の推進	（１）	情報提供と普及啓発
	（２）	新たな分別区分の検討
	（３）	食育・環境教育の推進
	（４）	住民や事業者と協働した施策の推進
	（５）	収集運搬体制の見直し
	（６）	廃棄物を再生資源とした利用推進
	（７）	温暖化防止の推進
基本計画Ⅲ： 環境負荷の少ない適正な処理・処分	（１）	環境美化の推進
	（２）	適正な処理・処分の実施
	（３）	事業者等への指導
	（４）	適正処理困難物対策
	（５）	災害時などにおけるごみ処理体制の整備

表３-20　基本方針Ｉと施策

基本方針Ｉ：4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進	
(1)	**適正排出しやすい環境づくり**
	本町は、分別の徹底を図るため、町の広報紙や HP でごみに関する情報を掲載し、排出しやすい環境づくりを行います。 住民及び事業者は、本町が定める分別区分に従って排出を行います。
(2)	**マイバックの活用と排出抑制**
	本町は、収集運搬や中間処理の負担を減らすため、マイバックの活用を促進します。また、過剰包装を断り、容器包装ごみの発生を抑制するよう啓発を継続します。 住民は、収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等を活用し、レジ袋の使用を控えます。また、商品購入の際は過剰包装を断り、使い捨て商品・無駄な物の購入（衝動買い）を控え、贈答品の包装紙は簡易包装を選択するなど、ごみとなるものの発生抑制に努めます。 事業者は、収集運搬や中間処理、最終処分の負担を減らすため、マイバック等の持参を促進し、レジ袋の使用の削減に努めます。また、リサイクル可能な商品や寿命の長い製品を作るなど、環境に配慮した事業活動を行います。
(3)	**生ごみの水切り、食品ロスの削減**
	生ごみの多くは水分を含むため、毎日の水切りがごみの重量削減に重要です。本町では、水切りを習慣化するための啓発活動を継続します。本町では、家庭用生ごみ処理機器等購入費補助事業を実施していますが、家庭用生ごみ処理機器は、堆肥化を目的としているもののほかに、生ごみを乾燥し、減量化することを目的としている機器類があることから、乾燥タイプの機器類も広報等で詳しく紹介し、生ごみの減量化を促進します。また、食べ残しや余分な食材の購入を減らすことで食品ロスの発生を抑制するよう、啓発します。さらに、フードバンク団体等の活動を広報等で紹介し、その取り組みを応援していきます。 住民は、買い物の際は、すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を実践します。食材は必要な分だけ購入し、食べきれずに廃棄することがないように努めます。家庭での調理の際は必要な分だけ作る、食材を使い切る、外食等では料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、食品ロスの削減に努めます。発生した生ごみは、生ごみ処理機等を活用して、処理量の削減に努めます。 また、宴会や会食においては、「残さず食べよう！30・10 運動」に取り組みます。そのほか、未利用食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、福祉団体や施設などに提供する活動に取り組みます。 食料品の販売店では、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を呼びかけます。飲食店等では、「残さず食べよう！30・10 運動」を呼びかけ、食べ残しの削減への協力を消費者にお願いするよう努めます。

基本方針Ⅰ：4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進	
(4)	**リサイクル教育の実施** 学校では、社会科や総合学習の授業を通じて、リサイクルの実践と環境への配慮を学ぶ教育を推進します。住民も協力し、家庭と学校が連携して学びを深めます。 地域社会では、公民館などで、分別のポイントやごみを減らす商品選び、ごみの行方についての出前講座や勉強会を行います。また、ごみ処理施設の見学会などを開催し、環境やごみ処理に関する学習を支援します。 住民は、本町が実施するリサイクル教育に積極的に参加し、分別を徹底するとともにごみ処理の理解を深め、排出抑制に努めます。
(5)	**生ごみの堆肥化** ごみの減量化・資源化を図るため、家庭用生ごみ処理機器等購入費補助事業を継続し、生ごみの堆肥化を推進します。事業用の補助事業は、事業者向けの講習会等を開催し、生ごみの自己処理方法をわかりやすく説明するとともに、実際に設置している機器の処理効果を体験してもらいます。また、減量効果がわかるように処理前後のデータを収集し、公表することで、意識向上と取り組みの活性化を図ります。 住民は、家庭用生ごみ処理機等購入補助事業を活用し、生ごみの自家処理に努めます。 事業者は、大型生ごみ処理機器購入費等補助事業を活用し、事業所から排出される生ごみの自己処理に努めます。
(6)	**事業者等への指導** 本町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装、流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売などに積極的に取り組むよう働きかけます。また、事業者と連携し、新たな店頭回収に向けて検討します。
(7)	**多量排出事業者等への指導** 本町は、多量にごみを排出する事業者や小売店等の排出状況に応じた、ごみの減量、簡易包装の実施、レジ袋の削減等の指導を行います。また、「一般廃棄物減量化計画書」、「廃棄物管理責任者の設置」の提出を求めていきます。 多量排出事業者は、「一般廃棄物減量化計画書」、「廃棄物管理責任者の設置」を提出し、ごみの減量に向けて積極的に取り組みます。
(8)	**ごみの分別、排出及び再資源化の啓発** 本町は、広報、立科町行政情報配信システム「たてしなび」、ケーブルテレビ、直接指導等を活用し、分別排出、再資源化、適正処理を促します。特に、商品包装に多く使用されているプラスチック類について、引き続き資源ごみとしての分別を徹底し、その重要性を周知します。ごみカレンダーやポスターを活用して情報提供を行うほか、学校や各種団体と連携し、環境学習を推進します。さらに、ごみ収集車やごみ処理施設での火災事故などを未然に防ぐため、リチウム蓄電池を含む小型家電などの適切な排出方法について積極的に周知啓発を行います。 住民は、分別排出の徹底を心がけるとともに、プラスチック製品を使用する際には、認定プラスチック製品を使用します。分別方法が分からないごみの場合は、ごみカレンダーやポスター等で確認してから排出します。

基本方針Ⅰ：4R（リデュース、リユース、リサイクル、リプレイス）の推進	
(9)	**資源ごみの分別収集の推進** 本町は、資源ごみの分別収集については、引き続き分別収集、適正処理に努めるとともに、店頭回収も併せて推進します。集積所において分別に誤りがあった場合の対応を統一し、徹底します。また、紙類のうち、雑紙は分別されずに可燃ごみとして焼却されることが多くなっています。そこで、雑紙の資源化に向けた出前講座等を開催し、具体的な分別方法を住民と検討し、周知することで、分別徹底を図ります。さらに、資源ごみを効率よく回収するために、中間処理業者と連携し、町有施設での拠点回収について検討します。 住民は、引き続き資源ごみの分別を徹底するとともに、店頭回収を積極的に利用します。
(10)	**リユースショップやレンタルの活用** 住民は、使用しなくなった衣類やおもちゃなどは、ごみとするのではなく、必要とする人に譲渡することやリユースショップを活用します。ほかにも、不要になったものの活用方法は多様化していることから、様々な方法を積極的に取り入れ、楽しみながら持続可能な消費行動を実践します。 また、使用頻度が少ない物品については、購入する前に、レンタルやリユース品の活用を検討します。
(11)	**環境に優しい商品へリプレイス（置き換える）** 本町は、不必要に無駄な消費をしない生活スタイルを心がけ、使い捨ての商品ではなく、環境への負担の少ないグリーン購入法適合商品やエコマーク商品などを選択するように啓発します。 住民及び事業者は、使い捨ての商品から環境に優しい商品を選択します。 事業者は使い捨ての商品から環境に優しい商品の開発に努めます。

表 3-21　基本方針Ⅱと施策

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進	
(1)	**情報提供と普及啓発** 4R の推進には、住民・事業者等の理解と協力が不可欠であり、ごみに対する意識を高めることが必要であることから、住民・事業者に対し情報提供・啓発を行うことで、施策を広く浸透させます。 主な施策を以下に示します。 ・ごみ減量、ごみ処理等に関する取り組み等の情報を広報、パンフレット、ホームページ、「たてしなび」、ケーブルテレビ、説明会、SNS 等を介して提供する。 ・ごみ処理施設の見学会を実施し、資源循環に関する意識の向上を図る。 ・家電リサイクル法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して住民に普及啓発を行う。 ・県が進めている信州プラスチックスマート運動の推進「意識して選択」を呼び掛け、使い捨てのストローや使い捨てスプーン等の使用削減を図る。

基本方針Ⅱ：循環型社会づくりに向けた協働の推進	
(2)	**新たな分別区分の検討** 「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことに伴い、これまで可燃ごみとして処理してきたプラスチック製品について、効率的な分別・資源化について調査、検討を行います。また、近隣市町で実施されている生ごみや剪定枝等の資源化についても調査・研究を行います。
(3)	**食育・環境教育の推進** 学校などにおける食育活動を通じて、食べ物や資源を大切にする心を育みます。また、希少金属など有用な資源の有限性や資源循環の必要性について理解を深め、行動してもらうため環境教育を推進します。町内の小・中学校と連携し、小学生を対象に施設見学、環境教室を開催、中学生を対象に地域のクリーン活動の実施を通じ、不法投棄などの実態に触れる機会を提供し、意識の高揚に努めます。
(4)	**住民や事業者と協働した施策の推進** 意見投稿フォームの設置や出前講座等を開催し、住民や事業者の意見を募集します。収集した意見の中から優れた提案やユニークなアイデアを広報、ホームページ、「たてしなび」、ケーブルテレビ、SNS 等を介して紹介及び施策に反映することで、ごみ減量意識を高め、より効果的なごみ処理施策の推進を目指します。
(5)	**収集運搬体制の見直し** ごみ収集の効率性などを踏まえた体制を継続します。本計画に基づく取り組みの効果及び住民の要望を踏まえ、効果的に回収できる収集経路、収集方法、収集回数、集積所等を検討します。
(6)	**廃棄物を再生資源とした利用推進** 中間処理において発生した焼却残渣は、スラグ化、セメント原料化として再利用する取り組みを強化し、地域資源の循環利用を推進します。
(7)	**温暖化防止の推進** 地域・全国レベルで地球温暖化対策が必要とされており、温室効果ガスの排出量の削減のため、県では令和 6 年 3 月に「第６次長野県職員率先実行計画」を策定し、は 2050 年度までにゼロカーボンを実現するという目標に向けて、取り組みが進められています。本町においても、太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギー導入、省エネルギーや環境に配慮した暮らしを進めるイベントの開催・啓発活動を通じて温暖化防止に努めます。

表 3-22　基本方針Ⅲと施策

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分	
(1)	**環境美化の推進** 本町は、自治組織として区と部落があり、分館単位で、地域の環境美化、地区における各種行事・活動を行い、環境の美化・整備を図っています。また、不法投棄監視員による町内の不法投棄防止パトロールも行なっています。今後も環境美化推進のため、各種行事・活動や不法投棄防止パトロールを継続します。

基本方針Ⅲ：環境負荷の少ない適正な処理・処分	
(2)	**適正な処理・処分の実施**
	住民や事業者から排出されたごみは、環境への負荷を最小限に抑え、衛生的かつ適正な処理・処分を実施します。また、既存の民間事業者による減量化・資源化の取り組みに加え、新たなリサイクル技術を活用した資源化や適正処理の検証を継続します。さらに、佐久市・北佐久郡環境施設組合、川西保健衛生施設組合及び各組合の構成市村と連携しながら施策を推進し、廃棄物処理におけるエネルギー消費の削減と効率化を図ります。
(3)	**事業者等への指導**
	事業系ごみについては、事業者自らがごみの量を把握し、減量・再利用に努め、適正処理するよう引き続き働きかけます。 事業系ごみのうち一般廃棄物の収集運搬は、多くの場合、手数料を納付して本町に委任されています。しかし、観光客が多い本町では、事業系ごみの量が近年増加傾向にあります。このため、廃棄物処理法第3条に基づく「事業者の責任」を改めて明確にし、事業系ごみの受入体制を見直します。 具体的な内容を以下に示します。 ・搬入ごみ調査を実施し、事業者が事業系指定袋を使用していない場合、分別が徹底されていない場合は、排出した事業者へ個別に指導を行う。 ・事業系ごみの収集を、本町への委任方式から、事業者が直接ごみを搬入する方式、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を委託して搬入及び処理をする方式への切り替えを検討する。 ・事業者向けの講習会、説明会を開催し、事業系ごみの排出方法の指導や観光ごみ対策を依頼する。 ・本町や近隣市町村の状況を踏まえ、一般廃棄物運搬手数料制度の見直しを検討する。 また、観光ごみの削減に向けて、日帰り客に対してはごみの持ち帰りを啓発し、宿泊客に対しては食べ残しが出ないような工夫を旅館等に依頼し、発生した生ごみ等は自家処理（生ごみ堆肥化等）の可能性を検討します。さらに、本町で実施している大型生ごみ処理機器購入費等補助事業を積極的に周知し、その活用を図ります。
(4)	**適正処理困難物対策**
	分別されたごみの中には、他の分別区分のごみや収集あるいは処理を進める上で支障をきたすものが混入しているため、分別ルールの周知徹底を継続します。また、不適切排出があった場合の対応策を見直し、新たな対策を検討します。 家電リサイクル法で定められている家電4品目や、廃タイヤ、消火器、バッテリーなど町で適正な処理ができないごみに関しては、購入店で引き取ってもらうなど処理方法を今後も周知徹底します。
(5)	**災害時などにおけるごみ処理体制の整備**
	災害時には大量の災害廃棄物が発生します。被災地の環境衛生を保全するため、「立科町地域防災計画」に基づき、迅速かつ適正な対応を図ります。また、「立科町災害廃棄物処理計画」に従い適正な処理を行います。

第６節 ごみ排出量及び処理量の推計

ごみ排出量の予測フローを図 3-20 に示します。

国・県の基本方針（減量目標）との整合を図りながら、社会状況や地域性を踏まえ、実施する取り組み効果を考慮して、最適な数値目標を設定します。

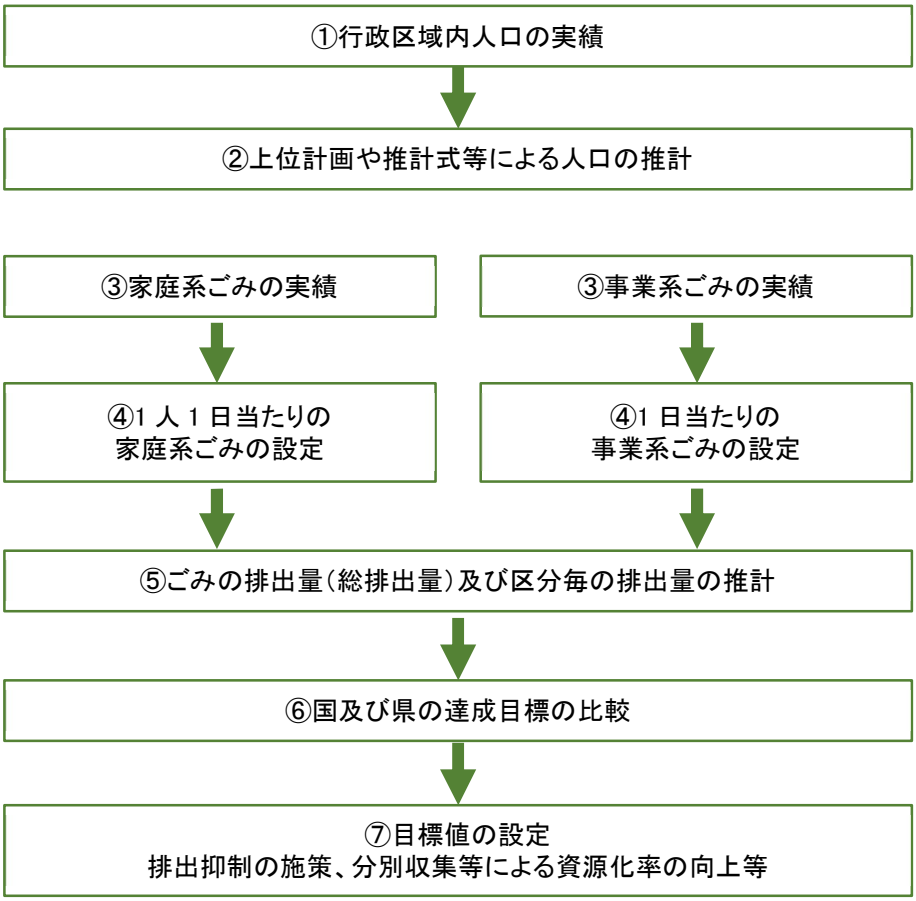

図 3-1　排出量の予測フロー

① 行政区域内人口の過去 10 年間の実績を整理します。
② 上位計画（人口ビジョンなど）や推計式により、将来の人口を予測します。
③ 家庭系ごみ量、事業系ごみ量の過去 10 年間の実績を整理します。
④ ③の傾向を踏まえ、将来の 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量、1 日当たりの事業系ごみ量を、推計式などを用いて設定します。
⑤ 設定した 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ量に②将来の人口を乗じて年間排出量を算出します。事業系ごみ量は、設定した 1 日当たりの事業系ごみ量から年間排出量を算出します。なお、家庭系、事業系の区分毎の予測は、令和 5 年度のそれぞれの割合にて、算出します。
⑥ 国及び県の目標、数値に対しての本町の実績と推計値の比較を行います。
⑦ 目標値を設定します。現行計画や国、県の目標を踏まえ、既存の施策の見直しを行い、削減量を決めます。

1．行政区域内人口の予測

人口実績は減少しているため、予測式は減少傾向を示しましたが、「立科町人口ビジョン」（平成27年11月）を策定していることを踏まえ、この「立科町人口ビジョン」における「人口の将来展望」を将来人口とします。

「立科町人口ビジョン」では令和12年度に6,592人と見込んでいます。

実績値(単位：人)

年度	ごみ排出原単位
H26	7,759
27	7,634
28	7,559
29	7,474
30	7,316
R1	7,207
2	7,094
3	6,978
4	6,900
5	6,768

推計式

一次傾向線式	$Y = a + b\,t$
二次曲線式	$Y = a + b\,t' + c\,t'^2$
対数式	$Y = a + b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y = a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y = a \cdot t^{b}$
Y	：推計値
a,b,c,K	：係数
t	：年次
t'	：実績値の中央年を０として変換した年次

推計値(単位：人)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数曲線式	べき曲線式	人口問題研究所	人口ビジョン
R6	6,662	6,653	6,886	6,679	6,890		
7	6,551	6,538	6,848	6,579	6,855	6,099	
8	6,441	6,422	6,814	6,479	6,823		
9	6,331	6,306	6,782	6,381	6,793		
10	6,220	6,188	6,752	6,285	6,765		
11	6,110	6,070	6,724	6,190	6,739		
12	6,000	5,951	6,698	6,097	6,715	5,638	6,592
採用式							○

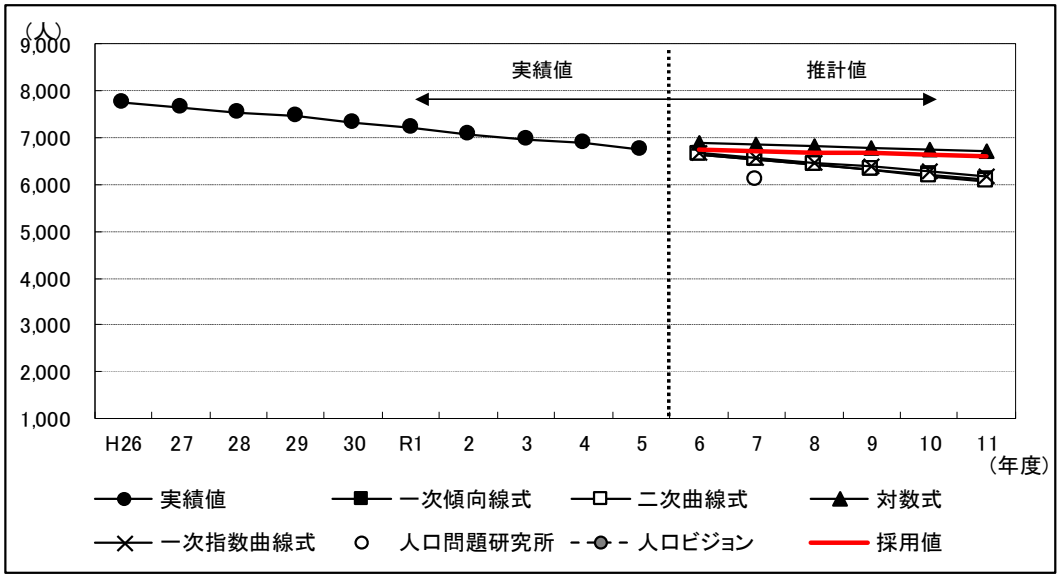

図 3-21　人口の予測

２．ごみ排出量の見込み

１）家庭系ごみの予測結果

1人1日当たりの家庭系ごみの予測結果を示します。過去10年間で排出量は減少していることから、予測式も減少傾向を示しました。新型コロナ感染症の影響による令和2年度から令和3年度の変化を除くと、1人1日当たりの家庭系ごみは横ばい傾向で推移していることから、推計値は最も緩やかに減少する対数式を採用します。

実績値(単位：g/人日)

年度	ごみ排出原単位
H26	626.1
27	618.1
28	611.8
29	610.0
30	616.0
R1	611.9
2	627.2
3	576.8
4	587.7
5	585.0

推計式

一次傾向線式	$Y = a + b\,t$
二次曲線式	$Y = a + b\,t' + c\,t'^2$
対数式	$Y = a + b\log(t')$
一次指数曲線式	$Y = a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y = a \cdot t^{b}$

Y	：推計値
a,b,c,K	：係数
t	：年次
t'	：実績値の中央年を０として変換した年次

推計値(単位：g/人日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数曲線式	べき曲線式	実績値の平均値	令和5年度実績値
R6	583.4	572.3	592.9	583.0	592.7	607.1	585.0
R7	579.1	561.9	591.5	579.0	591.4	607.1	585.0
R8	574.8	550.5	590.3	575.0	590.1	607.1	585.0
R9	570.5	538.1	589.1	571.0	589.0	607.1	585.0
R10	566.2	524.7	588.0	567.0	587.9	607.1	585.0
R11	561.9	510.2	586.9	563.0	586.9	607.1	585.0
採用式			○				

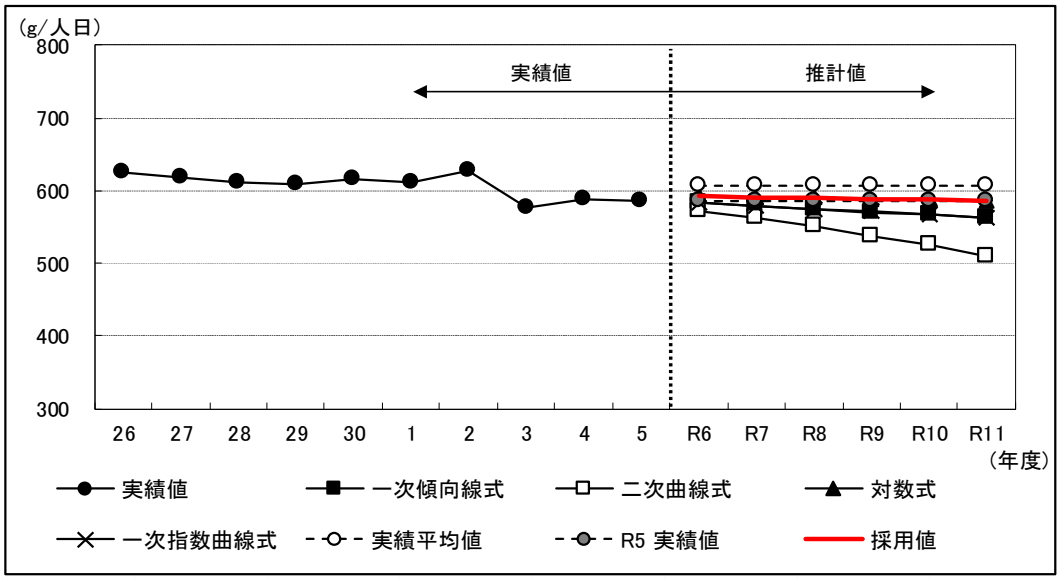

図 3-22　家庭系ごみの予測

２）事業系ごみの予測結果

1日当たりの事業系ごみの予測結果を示します。過去10年間で排出量は増加していますが、推計式は増加傾向、減少傾向、横ばい傾向を示しました。新型コロナ感染症の影響が考えられる令和元2年度や令和3年度を除くと、1日当たりの事業系ごみは大きな変化はないことから、令和5年度実績を現状の傾向が推移した場合とします。

実績値(単位：t/日)

年度	ごみ排出原単位
H26	1.05
27	1.11
28	1.28
29	1.35
30	1.36
R1	1.37
2	0.85
3	1.08
4	1.27
5	1.38

推計式

一次傾向線式	$Y = a + b\ t$
二次曲線式	$Y = a + b\ t' + c\ t'^2$
対数式	$Y = a + b \log(t')$
一次指数曲線式	$Y = a \cdot b^{t'}$
べき曲線式	$Y = a \cdot t^{b}$

Y	：推計値
a , b , c , K	：係数
t	：年次
t '	：実績値の中央年を０として変換した年次

推計値(単位：t/日)

年度	一次傾向線式	二次曲線式	対数式	一次指数曲線式	べき曲線式	実績値の平均値	令和5年度実績値
R6	1.26	1.22	1.26	1.00	1.24	1.21	1.38
R7	1.27	1.20	1.27	1.00	1.25	1.21	1.38
R8	1.28	1.18	1.27	1.00	1.25	1.21	1.38
R9	1.29	1.16	1.28	1.00	1.26	1.21	1.38
R10	1.30	1.13	1.28	1.00	1.26	1.21	1.38
R11	1.31	1.10	1.28	1.00	1.27	1.21	1.38
採用式							○

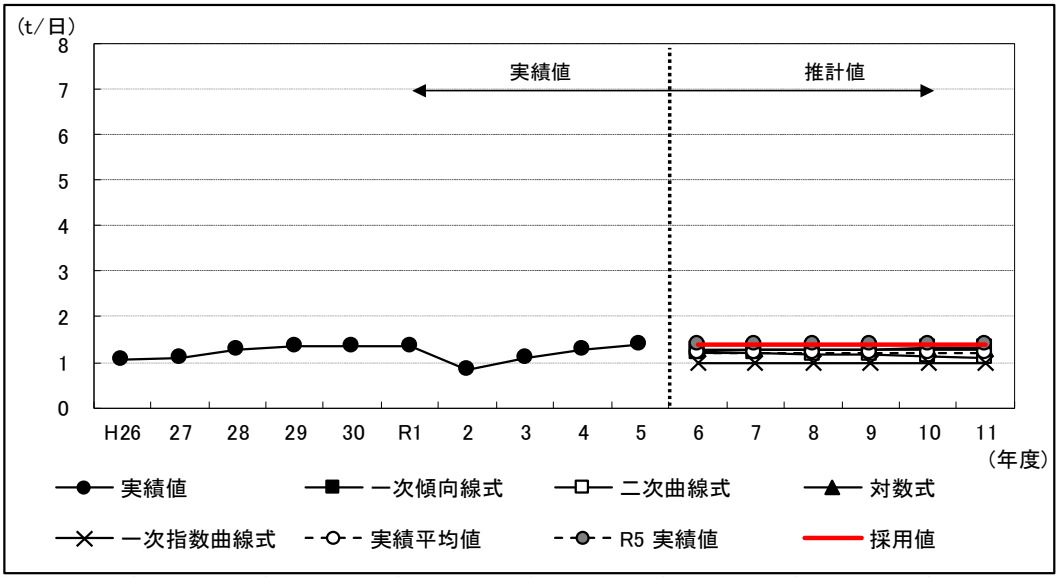

図 3-23　事業系ごみの予測

３）ごみ排出量の見込み

トレンド予測結果を反映させたごみ排出量の見込みを図3-24に示します。

人口減少とともに排出量は減少する見込みです。ただし、1人1日当たりの総排出量は令和5年度実績よりも増加するため、発生抑制に関する対策を強化する必要があります。

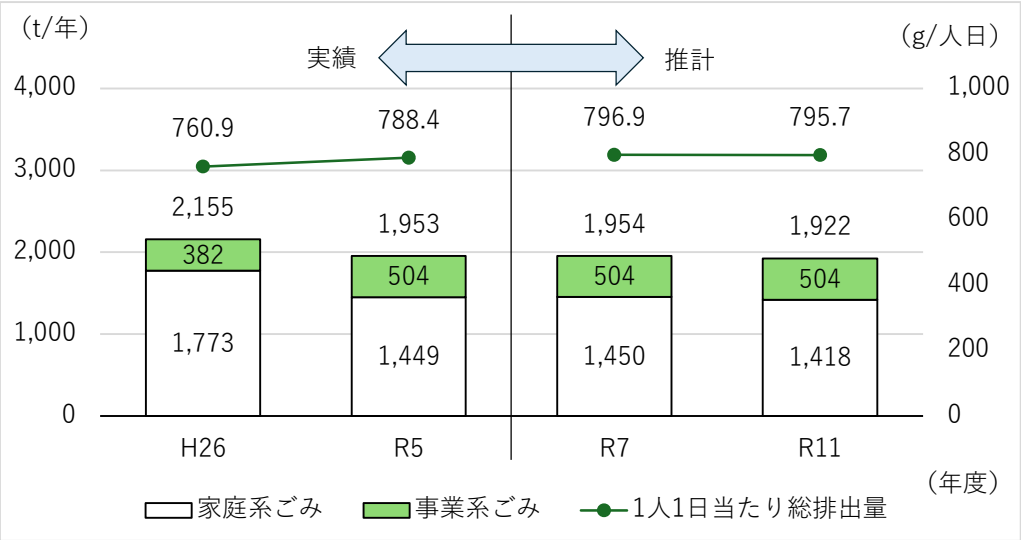

図 3-24　排出量の見込み

３．ごみ排出量の見込みと比較

１）現行計画の目標値との比較

現行計画の目標値と本町の排出量の見込みを比較した結果を表3-23に示します。

現状の傾向が継続した場合の見込みでは、1人1日当たりの総排出量、総排出量は、現行計画の目標の達成が難しい状況です。

表 3-23　現行計画の目標値との比較

		現行計画推計値		実績値	見込み	
		R6	R11	R5	R7	R11
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人日)	796.2	786.8	788.4	796.9	795.7
1人1日当たりの家庭系ごみ	(g/人日)	596.4	586.4	585.0	591.5	586.9
1人1日当たりの事業系ごみ	(g/人日)	199.8	200.4	203.5	205.5	208.6
事業系ごみ	(t/日)	―	―	1.38	1.38	1.38
総排出量	(t/年)	1,877	1,567	1,953	1,954	1,922
リサイクル率	(%)	19.2	19.9	26.3	26.3	26.2
埋立処分率	(%)	9.9	9.6	0.9	0.9	0.9

□ は未達成

２）県の目標値との比較

県の目標値を本町に当てはめた場合と本町の見込み量を比較した結果を表3-24に示します。

現状の傾向が継続した場合の見込みでは、1人1日当たりの家庭ごみ量、リサイクル率及び最終処分量は県の目標を達成することができる見込みです。一方で、1人1日当たりの総排出量、総排出量は県の目標を達成することが難しい状況です。

表 3-24　県の目標値との比較

		県の目標値を当てはめた場合※1	実績値	見込み	
		R7	R5	R7	R11
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人日)	780	788.4	796.9	795.7
1人1日当たりの家庭系ごみ（資源除く）	(g/人日)	437	431.6	436.5	433.1
総排出量	(t/年)	1,913	1,953	1,954	1,922
リサイクル率	(%)	26	26.3	26.3	26.2
最終処分量	(t/年)	18	18	18	17

□ は未達成

※1 における１人１日当たりのごみ排出量＝R7 推計値×2.1%減
※1 における総排出量＝1 人 1 日当たりのごみ排出量 784g×将来人口×年間日数

４．目標値の設定

現行計画の策定時よりごみ排出量は減少していることから、引き続き現行計画の目標を目指すこととします。目標を達成した場合、1人1日当たりの家庭系ごみは481.3g/人日、1人1日当たりの事業系ごみは164.8g/人日になると見込まれます。

家庭系ごみ：現行計画の家庭系ごみ排出量の目標 1,168t を目指す。
事業系ごみ：現行計画の事業系ごみ排出量の目標 399t を目指す。

表 3-25　目標を達成した場合の排出量

		現行計画推計値		実績値	目標を達成した場合	削減量
		R6	R11	R5	R11	
1人1日当たりのごみ排出量	(g/人日)	796.2	786.8	788.4	**646.2**	142.2
1人1日当たりの家庭系ごみ	(g/人日)	596.4	586.4	585.0	**481.3**	103.7
1人1日当たりの事業系ごみ	(g/人日)	199.8	200.4	203.5	**164.8**	38.7
事業系ごみ	(t/日)	―	―	1.38	**1.09**	0.29
総排出量	(t/年)	1,877	1,567	1,953	**1,561**	392
家庭系ごみ	(t/年)	1,406	1,168	1,449	**1,163**	286
事業系ごみ	(t/年)	471	399	504	**398**	106
焼却処理量	(t/年)	1,462	1,223	1,491	**1,191**	300
リサイクル率	(%)	19.2	19.9	26.3	**26.4**	―
埋立処分率	(%)	9.9	9.6	0.9	**0.9**	―

５．発生抑制・資源化の目安

目標を達成するためには、優先的に２Ｒ（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用））に取り組むことが必要です。そのためには、日常生活の中で、当たり前となっている行動のひとつひとつを見直し、発生抑制・資源化に取り組むことが大切です。

参考までに、発生抑制・資源化に向けた行動例を以下に示します。

- マイバッグを持参し、レジ袋を断る→レジ袋（LL サイズ）1 枚あたり 10g
- マイ箸、マイスプーンを持参する→割りばし 1 膳あたり 5g
- マイボトルを持参する→ペットボトル（500mL）1 本あたり 20g
- ごはんを食べきる→おにぎり 1 個あたり 110g
- にんじんの皮を捨てずに調理する→1 本あたり 14g
- 牛乳パックを店頭回収に出す→1 本あたり 30g

※重量は目安です。

６．目標を達成した場合のごみ排出量

可燃ごみの発生抑制をはじめ、可燃ごみに含まれる厨芥類（生ごみ）や紙類、プラスチック類等を削減し、目標を達成した場合の排出量を表3-26～表3-28、図3-25及び図3-26に示します。

ごみ排出量は令和11年度に1,561tと見込まれます。そのうち、可燃ごみは1,191tと見込まれます。家庭系ごみは令和11年度に1,163t、事業系ごみは398tと見込まれます。

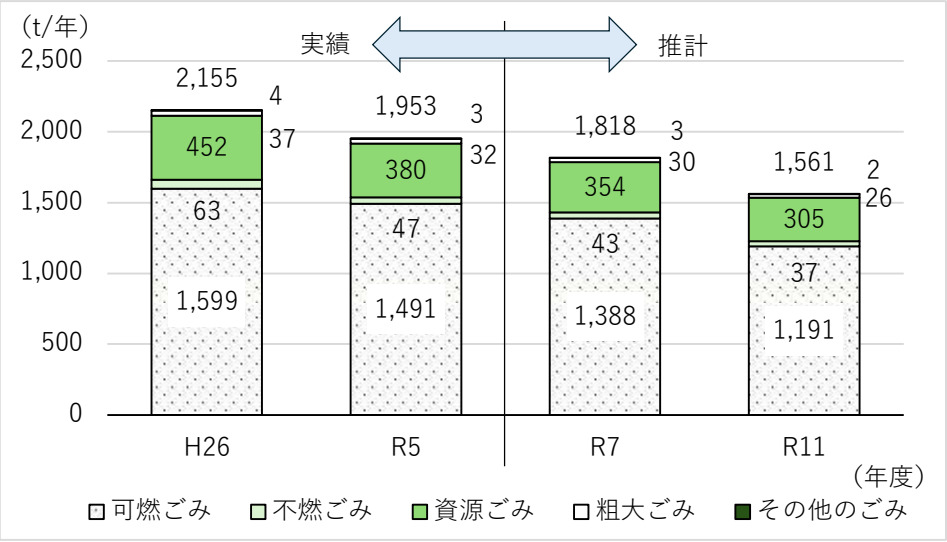

図 3-25　目標を達成した場合の区分別ごみ排出量

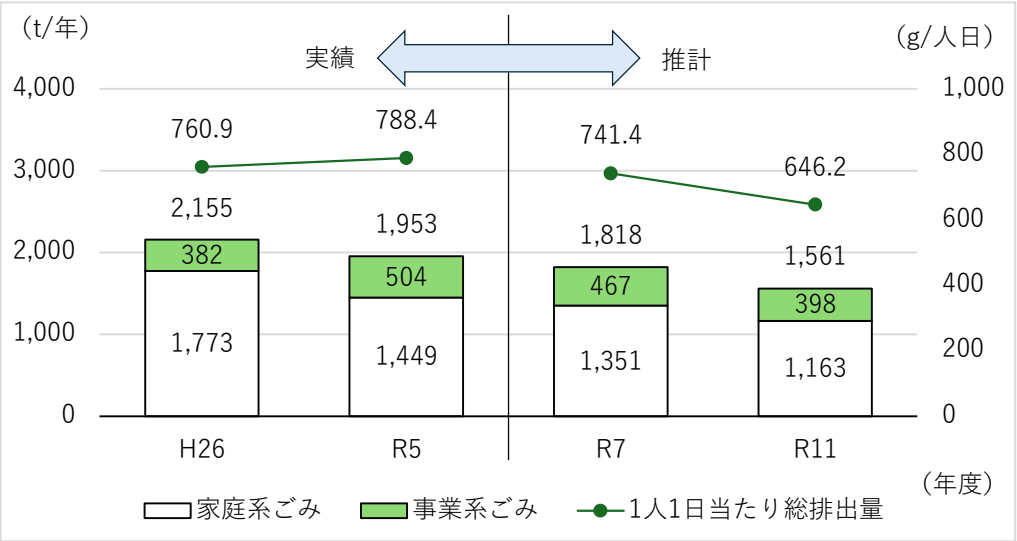

図 3-26　目標を達成した場合の家庭系、事業系ごみ排出量

表 3-26　目標達成後の１人１日当たりのごみ排出量の見込み

年度	家庭系ごみ（g/人日）										事業系ごみ（g/人日）	事業系ごみ（t/日）	合計
	収集ごみ					直接搬入ごみ				家庭系ごみ計			
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ				
H26	416.0	22.2	156.4	1.4	7.4	13.7	0.0	3.2	5.7	626.1	134.9	1.05	760.9
H27	413.3	22.1	151.0	1.8	7.9	13.3	0.4	1.8	6.4	618.1	145.3	1.11	763.4
H28	413.2	20.7	147.9	1.4	6.5	13.8	0.0	2.2	6.2	611.8	169.3	1.28	781.1
H29	416.1	20.2	144.4	1.1	4.0	13.9	0.0	2.2	8.1	610.0	180.4	1.35	790.3
H30	421.3	20.2	142.6	1.1	4.9	13.1	0.4	3.4	9.0	616.0	186.5	1.36	802.5
R1	432.9	24.6	141.0	1.5	5.3	0.0	0.4	2.7	3.4	611.9	189.9	1.37	801.8
R2	430.2	25.5	148.7	1.5	9.3	0.0	2.3	0.8	8.9	627.2	120.5	0.85	747.7
R3	397.3	17.7	143.7	1.6	7.9	0.4	0.4	0.8	7.1	576.8	155.5	1.08	732.2
R4	412.5	17.9	141.8	1.6	5.2	0.4	0.0	0.8	7.5	587.7	184.2	1.27	771.9
R5	396.8	17.8	153.4	1.2	7.7	1.6	1.2	0.0	5.2	585.0	203.5	1.38	788.4
中期目標年度 R6	385.7	17.1	148.7	1.1	7.5	1.5	1.1	0.0	5.0	567.7	197.1	1.33	765.1
R7	373.9	16.5	144.2	1.1	7.2	1.5	1.1	0.0	4.9	550.4	190.5	1.28	741.4
R8	362.0	16.0	139.7	1.1	7.0	1.5	1.1	0.0	4.7	533.1	183.8	1.23	717.2
R9	350.5	15.5	135.1	1.0	6.7	1.4	1.0	0.0	4.6	515.8	177.0	1.18	692.9
R10	338.5	15.0	130.6	1.0	6.6	1.4	1.0	0.0	4.4	498.5	169.9	1.13	668.5
後期目標年度 R11	326.9	14.4	126.1	1.0	6.3	1.3	1.0	0.0	4.3	481.3	164.8	1.09	646.2

表 3-27　目標達成後のごみ排出量の見込み

年度	家庭系ごみ(t/年)										事業系ごみ(t/年)	合計(t/年)
	収集ごみ					直接搬入ごみ				家庭系ごみ計		
	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	その他	粗大ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ			
H26	1,178	63	443	4	21	39	0	9	16	1,773	382	2,155
H27	1,155	62	422	5	22	37	1	5	18	1,727	406	2,133
H28	1,140	57	408	4	18	38	0	6	17	1,688	467	2,155
H29	1,135	55	394	3	11	38	0	6	22	1,664	492	2,156
H30	1,125	54	381	3	13	35	1	9	24	1,645	498	2,143
R1	1,142	65	372	4	14	0	1	7	9	1,614	501	2,115
R2	1,114	66	385	4	24	0	6	2	23	1,624	312	1,936
R3	1,012	45	366	4	20	1	1	2	18	1,469	396	1,865
R4	1,039	45	357	4	13	1	0	2	19	1,480	464	1,944
R5	983	44	380	3	19	4	3	0	13	1,449	504	1,953
中期目標年度 R6	949	42	366	3	18	4	3	0	13	1,398	485	1,883
R7	917	40	354	3	18	4	3	0	12	1,351	467	1,818
R8	884	39	341	3	17	4	3	0	12	1,303	449	1,752
R9	855	38	330	2	16	4	2	0	12	1,259	432	1,691
R10	821	36	317	2	16	3	3	0	11	1,209	412	1,621
後期目標年度 R11	790	35	305	2	15	3	2	0	11	1,163	398	1,561

表 3-28　目標達成後の処理・処分量の見込み

（単位：t/年）

年度	焼却処理		焼却以外の中間処理						直接最終処分量	資源化量				リサイクル率（%）	最終処分量	埋立処分率（%）
	焼却施設	焼却残渣	資源ごみ等処理量	その他の処理量	不燃・粗大ごみ処理量	処理残渣				セメント化・スラグ等	資源ごみ等からの資源化量	不燃・粗大ごみからの資源化量	合計			
						資源ごみ等からの残渣	その他の残渣	不燃・粗大ごみからの残渣								
H26	1,599	165	515	4	37	35	4	30	0	0	480	7	487	22.6%	234	10.9%
H27	1,598	168	490	5	40	37	5	33	0	0	453	7	460	21.6%	243	11.4%
H28	1,645	109	471	4	35	35	4	25	0	61	436	10	507	23.5%	173	8.0%
H29	1,665	141	455	3	33	34	3	27	0	13	421	6	440	20.4%	205	9.5%
H30	1,658	143	446	3	37	33	3	33	0	23	413	4	440	20.5%	212	9.9%
R1	1,643	2	445	0	23	35	0	17	0	0	410	4	414	19.6%	54	2.6%
R2	1,426	0	444	4	50	24	4	26	12	138	420	13	571	29.5%	66	3.4%
R3	1,409	0	387	4	47	0	4	17	19	126	387	21	534	28.6%	40	2.1%
R4	1,504	0	378	4	45	0	4	18	0	135	378	26	539	27.7%	22	1.1%
R5	1,491	0	396	3	45	0	0	0	18	134	353	27	514	26.3%	18	0.9%
中期目標年度 R6	1,438	0	381	3	43	0	0	0	17	129	339	26	494	26.2%	17	0.9%
R7	1,388	0	369	3	42	0	0	0	17	125	329	25	479	26.3%	17	0.9%
R8	1,337	0	356	3	40	0	0	0	16	120	317	24	461	26.3%	16	0.9%
R9	1,291	0	343	2	39	0	0	0	16	116	306	23	445	26.3%	16	0.9%
R10	1,236	0	331	2	38	0	0	0	15	111	295	23	429	26.5%	15	0.9%
後期目標年度 R11	1,191	0	318	2	36	0	0	0	14	107	283	22	412	26.4%	14	0.9%

第７節 収集運搬計画

１．今後の収集・運搬体制

本町では家庭からのごみ（可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、その他のごみ）は直営による収集運搬となっています。その他一部の電化製品やパソコンは、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法に従い、リサイクルをお願いしています。事業系ごみは、事業者の責任で適正処理することが基本ですが、本町への収集運搬の委任、一般廃棄物収集運搬許可業者への委託、事業者による直接搬入のいずれかとなっています。家庭系ごみについては、今後も従来どおりの収集・運搬体制を継続するとととともに、集積所の統廃合の検討を含め、適正な維持管理と排出マナーの向上を啓発します。事業系ごみについては、事業者への指導を強化し、本町への委任方式から事業者が直接ごみを搬入する方式、あるいは一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する方式への切り替えを検討します。併せて、近隣市町村の状況を調査し、一般廃棄物運搬手数料制度の見直し行います。

また、収集しないごみとして、バイク、スクーター、バッテリー、農機具、スプリング入りベッド、タイヤ、ホイール、消火器、プロパンボンベ等は買ったところに引き取ってもらうか、処理専門業者に処分を依頼するよう、今後も周知を図ります。

２．収集区域

収集区域は、行政区域全域を収集区域とします。

３．新たな分別区分の検討

本町では、容器包装プラスチックを分別収集し、資源化を進めてきましたが、「プラスチック資源循環促進法」が令和４年４月に施行されたことを踏まえ、これまで可燃ごみとして処理してきたプラスチック製品について、資源化に向けた検討を進めます。

なお、「プラスチック資源循環促進法」において、市区町村は、プラスチック製品を分別収集する場合は、分別基準を策定し、その基準に基づき適正に分別して排出するよう、住民への周知に努めることとされています。さらに、市区町村は、プラスチックの分別収集方法について以下のいずれかを選択しなければなりません。

- プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を一括して収集する方法
- プラスチック容器包装廃棄物とそれ以外のプラスチック使用製品廃棄物を分別して収集する方法

また、市区町村の状況に応じて、次のいずれかの方法で再商品化を実施することが求められています。

- 「容器包装リサイクル法」に基づき、指定法人に委託して再商品化を行う方法
- 再商品化実施者と連携して再商品化を進める方法

そのため、上記ついては、効率的な分別・資源化について検討を進めます。

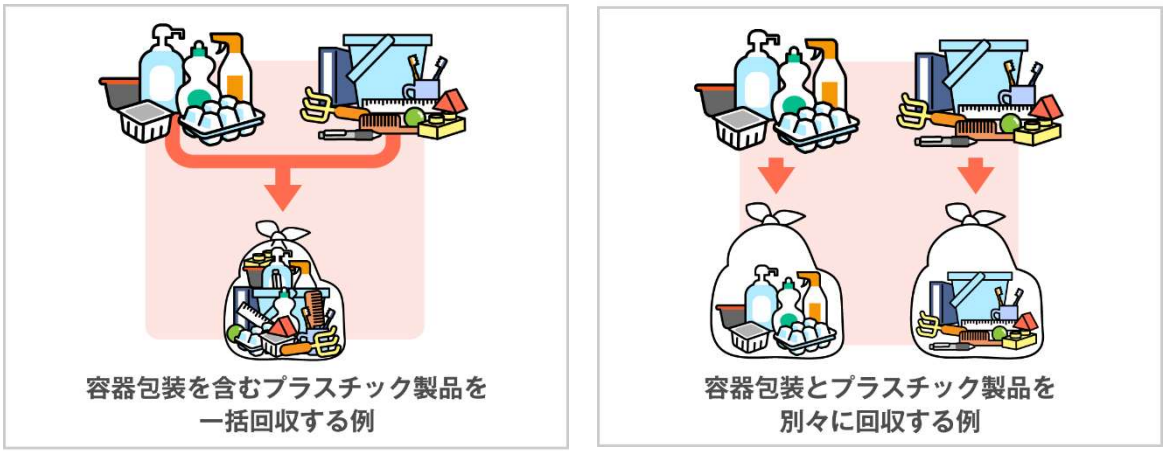

資料:環境省

図 3-27　プラスチック使用製品廃棄物の収集方法の例

また、住民に対して、プラスチックをとりまく様々な環境問題に対応していくため、プラスチックをごみとしないような生活を促し、プラスチック製品を使用する際は環境に優しいプラスチック製品（認定されたプラスチック使用製品）を選び、ごみとする場合は分別して資源化に協力するよう、広報、ごみカレンダーやポスターなどを通じて啓発・情報提供を行います。

また、近隣市町で実施されている生ごみや剪定枝等の資源化についても調査・研究を行います。

4．リチウム蓄電池に関する対策

リチウム蓄電池等の二次電池が含まれる機器については、小型家電として粗大ごみとともに収集を実施していますが、収集車や処理施設の火災事故等を未然に防止するため、リチウム蓄電池の適正な排出方法等について、周知啓発を積極的に実施します。

第８節 中間処理計画

１．中間処理体制

中間処理と資源化においては、これまでどおり川西保健衛生施設組合、佐久市・北佐久郡環境施設組合及び中間処理業者のごみ処理施設にて、生活環境への影響がないように適正に処理を進めます。

また、可燃ごみの減量化・資源化においては、住民や事業者の意識の高揚を一層図るとともに、抜本的な削減を目指し、学校給食施設などの町有施設やごみ集積所など共同利用が可能な施設を整備し、それら施設に生ごみ処理機等を設置することで厨芥類の減量化に努めています。今後も引き続き、廃棄物処理による環境負荷の軽減に配慮しながら、これらの取り組みを推進していきます。

２．焼却灰等による資源の回収

焼却残渣は、現在、スラグ化やセメント原料化として全量を資源化しています。今後も川西保健衛生施設組合の最終処分場の延命に配慮しながら、佐久市・北佐久郡環境施設組合や構成市町と共に資源化を実施します。

３．中間処理量の見込み

焼却処理の見込みを図 3-28 に示します。また、資源化量及びリサイクル率の見込みを図 3-29 に示します

焼却処理量は、可燃ごみの減少により年々減少する見込みです。

資源化量は、年々減少する見込みですが、リサイクル率は現状と同程度を維持すると見込みです。

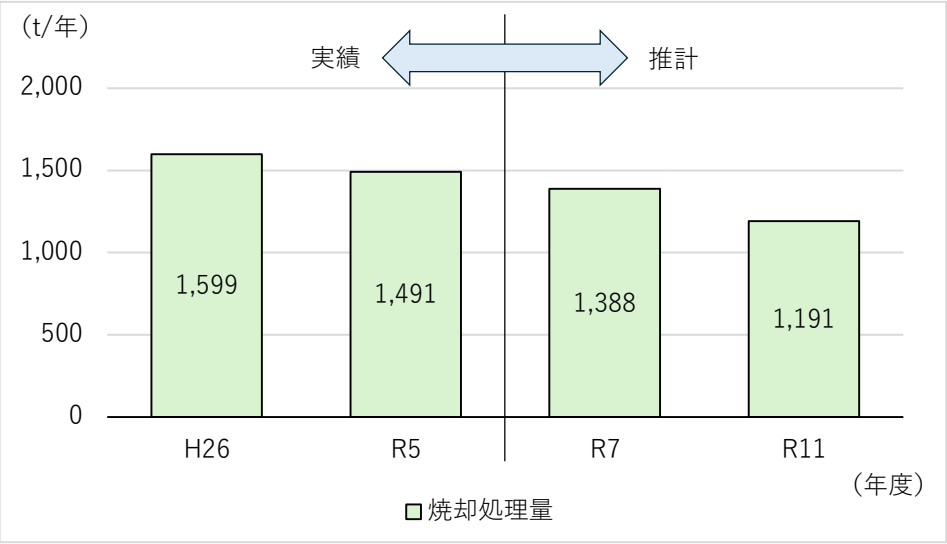

図 3-28　焼却処理量の見込み

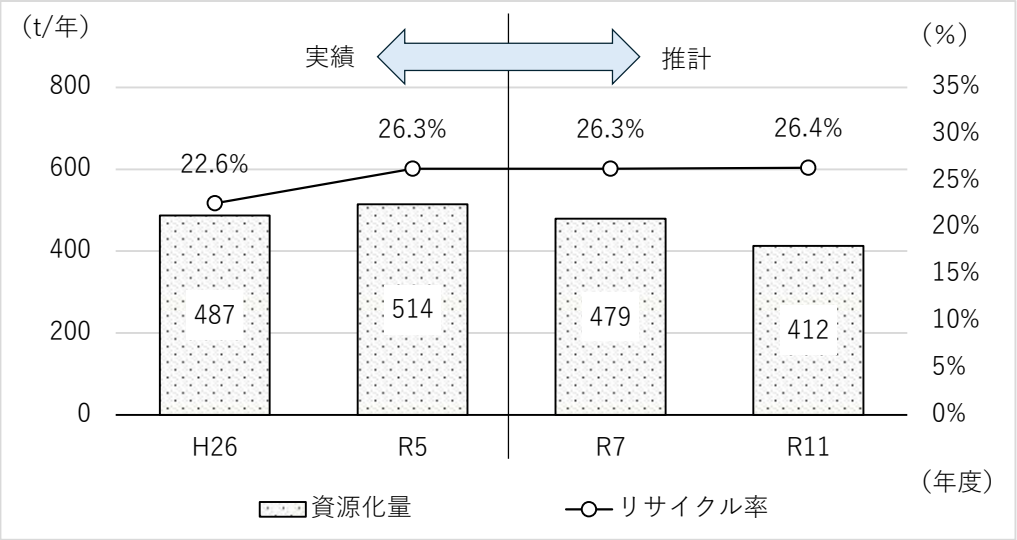

図 3-29　資源化及びリサイクル率の見込み

第９節 最終処分計画

１．最終処分に関する基本方針

最終処分量を減量化するため、「焼却灰及び焼却残渣のスラグ化及びセメント原料化」を行っていきます。また、新たな資源化先、新たな最終処分場の必要性について川西保健衛生施設組合、佐久市・北佐久郡環境施設組合及び各組合の構成市町村と検討していきます。